「移転価格事務運営要領」(事務運営指針)新旧対照表

	(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。
改 正 後	改 正 前
移転価格事務運営要領	移転価格事務運営要領
第1章 定義及び基本方針	第1章 定義及び基本方針
(定義)	(定義)
1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定める	1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めると
ところによる。	ころによる。
(1)~(5) (省略)	(1)~(5) (同 左)
(6) 調査 手続通達 <u>1-1(「調査」の意義)</u> に定める調査をいう。	(6) 調査 手続通達 <u>1-1</u> に定める調査をいう。
(7) 行政指導 手続通達 $1-2$ (「調査」に該当しない行為) に定める調査に該当	(7) 行政指導 手続通達 $1-2$ に定める調査に該当しない行為をいう。
しない行為をいう。	
(8) 移転価格税制 措置法 <u>第66条の4(国外関連者との取引に係る課税の特例)</u>	(8) 移転価格税制 措置法 <u>第66条の4</u> の規定(第3項を除く。)をいう。
の規定(第3項を除く。)をいう。	
(9) 連結法人 法 <u>第2条第12号の7の2(定義)</u> に規定する連結法人をいう。	(9) 連結法人 法 <u>第2条第12号の7の4</u> に規定する連結法人をいう。
(10) 連結親法人 法 <u>第2条第12号の6の7</u> に規定する連結親法人をいう。	(10) 連結親法人 法 <u>第2条第12号の7の2</u> に規定する連結親法人をいう。
(11) (省略)	(11) (同 左)
(12) 事業年度 法 <u>第 13 条(事業年度の意義)</u> に規定する事業年度をいう。	(12) 事業年度 法 <u>第13条</u> に規定する事業年度をいう。
(13) 連結事業年度 法 <u>第 15 条の 2 (連結事業年度の意義)</u> に規定する連結事業	(13) 連結事業年度 法 <u>第 15 条の 2</u> に規定する連結事業年度をいう。
年度をいう。	
(14) 国外関連者 措置法第66条の4第1項及び <u>第68条の88第1項(連結法人</u>	(14) 国外関連者 措置法第 66 条の 4 第 1 項及び <u>第 68 条の 88 第 1 項</u> に規定する
<u>の国外関連者との取引に係る課税の特例)</u> に規定する国外関連者をいう。	国外関連者をいう。
(15)~(18) (省略)	(15)~(18) (同 左)
(19) 非関連者間取引 措置法通達 66 の 4 (2) - 1 (最も適切な算定方法の選定に	(19) 非関連者間取引 措置法通達 <u>66 の4(2)-1</u> に定める非関連者間取引をい
<u>当たって留意すべき事項)</u> に定める非関連者間取引をいう。	う。
(20) 比較可能性 措置法通達 <u>66 の 4 (2) - 1 (4)</u> に掲げる「国外関連取引と非関	(20) 比較可能性 措置法通達 <u>66 の 4 (2) - 1 の (4)</u> に掲げる「国外関連取引と非

関連者間取引との類似性の程度」をいう。

連者間取引との類似性の程度」をいう。

(21) **比較対象取引** 措置法通達 66 の 4 (3) - 1 (比較対象取引の意義) に定める 比較対象取引 (措置法通達 66 の 4 (3) - 1 (5)に掲げる取引を除く。) をいう。

(22)~(25) (省略)

(26) **準ずる方法** 措置法第 66 条の4第2項第1号ニに掲げる方法(措置法施行令<u>第 39 条の 12 第8項第1号から第5号(国外関連者との取引に係る課税の特</u>例)までに掲げる方法を除く。)をいう。

(27)~(30) (省略)

- (31) **無形資産** 措置法通達 <u>66 の 4 (3) 3 (比較対象取引の選定に当たって検討</u> すべき諸要素等) (注) 1 に定める無形資産をいう。
- (32) **租税条約** 法第 139 条第 1 項 (租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉 所得) に規定する租税条約をいう。

(33)~(34) (省略)

- (35) **事前確認** 税務署長又は国税局長が、<u>国外関連取引に係る</u>独立企業間価格の 算定方法及びその<u>具体的内容</u>(以下「独立企業間価格の算定方法等」という。) について確認を行うことをいう。
- (36) **事前確認審査** <u>局担当課(必要に応じて庁担当課を含む。)</u>が行う事前確認 の申出に係る審査をいう。
- (37) **事前相談** 事前確認を受けようとする法人が、事前確認の申出前に、<u>独立企業</u>間価格の算定方法等について局担当課(必要に応じて庁担当課及び庁相互協議室を含む。)と行う相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)をいう。

(38)~(40) (省略)

(41) 連結指針 平成17年4月28日付<u>査調7-4ほか3課共同</u>「連結法人に係る 移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいう。 改正前

(21) **比較対象取引** 措置法通達 $\underline{66}$ $\underline{04}$ (3) $\underline{-1}$ に定める比較対象取引 (<u>同通達</u> $\underline{66}$ $\underline{04}$ (3) $\underline{-1}$ の(5) に掲げる取引を除く。) をいう。

(22)~(25) (同 左)

(26) **準ずる方法** 措置法第 66 条の4第2項第1号ニに掲げる方法(措置法施行令第 39 条の12 第8項第1号から第5号までに掲げる方法を除く。)をいう。

(27)~(30) (同 左)

- (31) **無形資産** 措置法通達 66 の 4 (3) 3 の (注) 1 に定める無形資産をいう。
- (32) **租税条約** <u>我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又</u> は脱税の防止のための条約をいう。
- (33)~(34) (同 左)
- (35) **事前確認** 税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められ <u>る</u>独立企業間価格の算定方法及びその<u>具体的内容等</u>(以下「独立企業間価格の 算定方法等」という。) について確認を行うことをいう。
- (36) **事前確認審査** <u>局担当課</u>が行う事前確認の申出に係る審査をいう。
- (37) **事前相談** 事前確認を受けようとする法人が、事前確認の申出前に、<u>事前確</u> 認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について 局担当課(必要に 応じて庁担当課及び庁相互協議室を含む。)と行う相談(代理人を通じた匿名の 相談を含む。)をいう。

(38)~(40) (同 左)

(41) 連結指針 平成 17 年 4 月 28 日付<u>査調 7-4 ほか 3 課共同</u>「連結法人に係る移 転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)をいう。

改 正 後	改 正 前
(基本方針)	(基本方針)
<u>1-2</u>	<u>1-2</u> ······
(1) 法人の国外関連取引に付された価格が非関連者間取引において通常付された	(1) 法人の国外関連取引に付された価格が非関連者間取引において通常付された
価格となっているかどうかを十分に検討し、問題があると認められる <u>国外関連</u>	価格となっているかどうかを十分に検討し、問題があると認められる <u>取引</u> を把
<u>取引</u> を把握した場合には、市場の状況及び業界情報等の幅広い事実の把握に努	握した場合には、市場の状況及び業界情報等の幅広い事実の把握に努め、 <u>算定</u>
め、 <u>独立企業間価格の算定方法</u> ・比較対象取引の選定や差異調整等について的	<u>方法</u> ・比較対象取引の選定や差異調整等について的確な調査を実施する。
確な調査を実施する。	
(2)~(3) (省略)	(2)~(3) (同 左)
(別冊の活用)	(別冊の活用)
1-3 (省略)	1-3 (同 左)
第2章 国別報告事項、事業概況報告事項及びローカルファイル	(新設)
(国別報告事項の適切な使用)	(新設)
2-1 措置法第66条の4の4第1項及び第2項(特定多国籍企業グループに係る国	
別報告事項の提供)の規定により提供される国別報告事項(同条第1項に規定	
する国別報告事項をいう。以下同じ。)並びに租税条約その他の我が国が締結し	
た国際約束(租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める	
規定を有するものに限る。) に基づく情報交換により提供される国別報告事項に	
相当する情報については、課税上の問題の把握及び統計のために使用し、国別	
報告事項及び国別報告事項に相当する情報のみに基づいて、独立企業間価格の	
算定を行うことはできないことに留意する。	
(国別報告事項及び事業概況報告事項の訂正等)	(新設)
2-2 <u>署法人課税部門(税務署において法人税に関する事務を所掌する部門をいう。</u>	
以下同じ。)又は局担当課(東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第二課を除	
き、東京及び大阪国税局調査第一部国際情報第一課並びに局調査担当部門(国	
税局調査(査察)部及び沖縄国税事務所調査課において法人税の調査・指導事	

改正後	改正前
務を所掌する部門をいう。)を含む。以下第2章において同じ。)は、特定多国	
籍企業グループ (措置法第66条の4の4第4項第3号に規定する特定多国籍企	
業グループをいう。以下同じ。)の構成会社等(同項第4号に規定する構成会社	
等をいう。) である内国法人又は恒久的施設を有する外国法人から提供された国	
別報告事項又は事業概況報告事項(同法第 66 条の4の5第1項(特定多国籍企	
業グループに係る事業概況報告事項の提供)に規定する事業概況報告事項をい	
う。以下同じ。) に誤り又は不備がある場合には、当該国別報告事項又は当該事	
業概況報告事項を提供した当該内国法人又は当該恒久的施設を有する外国法人	
に対し、速やかに訂正又は補正を求める。	
(国別報告事項に相当する情報に誤り等がある場合)	(新設)
2-3 署法人課税部門又は局担当課は、特定多国籍企業グループの最終親会社等(措	
置法第66条の4の4第4項第5号に規定する最終親会社等をいう。以下同じ。)	
又は代理親会社等(同項第6号に規定する代理親会社等をいう。)の居住地国(同	
項第8号に規定する国又は地域をいう。)の租税に関する法令を執行する当局か	
ら提供された国別報告事項に相当する情報に誤り又は不備がある場合には、速	
やかに庁担当課に連絡する(署法人課税部門は、局法人課税課を通じて庁担当	
課に連絡する。)。	
(ローカルファイル)	(新設)
2-4	
(1) 法人が、当該事業年度において当該法人に係る国外関連者との取引を行う際	
に、又は当該法人の当該事業年度の法第 74 条第1項 (確定申告) 若しくは第	
144 条の6第1項若しくは第2項(確定申告)の規定による申告書を提出する	
際に利用可能である最新の情報に基づいて、措置法第66条の4第6項に規定す	
る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(電磁的記録を含む。	
以下同じ。)(以下2-4、3-4及び3-5において「ローカルファイル」と	
いう。)を作成し、又は取得している場合には、当該ローカルファイルは同項の	

改正後	改 正 前
規定に従って作成されたものであることに留意する。	
(2) 法人が、当該法人に係る国外関連者が作成したローカルファイルに相当する	
書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)を当該法人のローカルファイルとして使	
用する場合、当該法人と当該国外関連者の決算期が異なることから生ずるロー	
カルファイルとローカルファイルに相当する書類の作成時期に係る差異につい	
ては、調整を要しない。	
(3) 法人が行う同時文書化対象国外関連取引(措置法第66条の4第8項に規定す	
る同時文書化対象国外関連取引をいう。以下同じ。) について、調査において、	
当該法人に係る国外関連者から支払を受ける対価の額又は当該法人が当該国外	
関連者に支払う対価の額が独立企業間価格かどうかの検討を行う前に、当該法	
人に対し、措置法施行規則第22条の10第1項第2号ロ(国外関連者との取引	
に係る課税の特例)に規定する比較対象取引等の財務情報の更新を求めないこ	
とに留意する。	
<u>第3章</u> 調査	<u>第2章</u> 調査
(調査の方針)	(調査の方針)
<u>3 – 1</u> ······	<u>2-1</u>
(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等(以下「利益率等」	(1) 法人の国外関連取引に係る売上総利益率又は営業利益率等(以下「利益率等」
という。)が、同様の市場 <u>における非関連者間取引</u> のうち、規模、取引段階その	という。)が、同様の市場 <u>で法人が非関連者と行う取引</u> のうち、規模、取引段階
他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。	その他の内容が類似する取引に係る利益率等に比べて過少となっていないか。
(2) (省 略)	(2) (同 左)
(3) 法人及び国外関連者が国外関連取引において果たす機能又は負担するリスク	(3) 法人及び国外関連者が国外関連取引において果たす機能又は負担するリスク
等を勘案した結果、 <u>当該法人</u> の当該国外関連取引に係る利益が、当該国外関連	等を勘案した結果、 <u>法人</u> の当該国外関連取引に係る利益が、当該国外関連者の
者の当該国外関連取引に係る利益に比べて相対的に過少となっていないか。	当該国外関連取引に係る利益に比べて相対的に過少となっていないか。
(調査に当たり配意する事項)	(調査に当たり配意する事項)
3-2 国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した書類等を基に	<u>2-2</u> 国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した <u>資料</u> 等を基に行

改 正 後	改 正 前
行う。	う。
(1) (省略)	(1) (同 左)
(2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化、製品のライフサイク	(2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化、製品のライフサイク
ル等により価格が相当程度変動することにより、 <u>各事業年度又は連結事業年度</u>	ル等により価格が相当程度変動することにより、 <u>各事業年度又は連結事業年度</u>
の情報のみで検討することが適切でないと認められる場合には、当該事業年度	<u>ごと</u> の情報のみで検討することが適切でないと認められる場合には、当該事業
又は連結事業年度の前後の合理的な期間における当該国外関連取引又は比較対	年度又は連結事業年度の前後の合理的な期間における当該国外関連取引又は比
象取引の候補と考えられる取引の対価の額又は利益率等の平均値等を基礎とし	較対象取引の候補と考えられる取引の対価の額又は利益率等の平均値等を基礎
て検討する。	として検討する。
(3) (省略)	(3) (同 左)
(別表 17(4)の添付状況の検討)	(別表 17(4)の添付状況の検討)
3-3 (省略)	2-3 (同 左)
(調査時に <u>検討</u> を行う書類)	(調査時に <u>検査</u> を行う書類)
<u>3 – 4</u> ······	<u>2-4</u> ······
(1) (省略)	(1) (省略)
(2) 措置法施行規則第 22条の10第1項第1号において国外関連取引の内容を記	(2) 措置法施行規則第 22条の10第1項第1号((国外関連取引の内容を記載した
載した書類として掲げる書類	<u>書類))に</u> 掲げる書類
(3) 措置法施行規則第 22条の10第1項第2号において独立企業間価格を算定す	(3) 措置法施行規則第 22条の10第1項第2号((独立企業間価格を算定するため
<u>るための書類として</u> 掲げる書類	<u>の書類))に</u> 掲げる書類
(4) その他の書類	(4) その他の書類
イ (省 略)	イ (同 左)
ロ 外国税務当局による国外関連者に対する <u>移転価格に係る調査</u> の内容を記載	ロ 外国税務当局による国外関連者に対する <u>移転価格調査又は事前確認</u> の内容

を記載した書類

ハ 移転価格税制に相当する外国の制度にあって同制度の実効性を担保するた

に従って国外関連者が書類を準備している場合の当該書類

めに適正な資料作成を求める規定(いわゆるドキュメンテーション・ルール)

した書類

ハ 国外関連者が、ローカルファイルに相当する書類を作成している場合(法

人が当該国外関連者との取引に係るローカルファイルに相当する書類に記載

された事項についてローカルファイルを作成している場合を除く。) の当該

改 正 後	改正前
書類	
ニ その他必要と認められる書類	ニ その他必要と認められる書類
(注) 必要に応じて、事業概況報告事項及び国別報告事項を参照する。	
(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)	(推定規定又は同業者に対する質問検査規定の適用に当たっての留意事項)
3-5 法人に対し同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するた	2-5 法人に対し措置法第66条の4第6項((推定規定))に規定する独立企業間価格

次の事項に配意する。

- 3-5 法人に対し同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類(電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)若しくは措置法第66条の4第9項に規定する同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類(電磁的記録を含む。以下3-5において同じ。)又はこれらの写し(以下3-5において「移転価格文書」という。)の提示又は提出を求めた場合において、当該法人から当該職員が指定する日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったときは、同条第8項及び第11項又は第9項及び第12項の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、次の事項に配意する。
 - (1) 独立企業間価格を算定するために、<u>移転価格文書</u>の提示又は提出を求める場合には、法人に対し、「<u>期日までに移転価格文書の提示又は提出がないときは、</u>措置法第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項の適用要件を満たす」旨を説明するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の状況を記録する。
 - (2) (1)の提示又は提出を求める場合には、法人に対し、ローカルファイルについては45日を超えない範囲内において、また、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除 国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類に

2-5 法人に対し措置法第66条の4第6項((推定規定))に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定めるもの又はこれらの写し(以下2-5において「第6項に規定する書類」という。) の提示又は提出を求めた場合において、当該法人が第6項に規定する書類を遅滞なく提示又は提出しなかったときには、同項又は同条第8項((同業者に対する質問検査規定))の規定を適用することができるのであるが、これらの規定の適用に当たっては、

(1) 独立企業間価格を算定するために、<u>第6項に規定する書類</u>の提示又は提出を 求める場合には、法人に対し、「<u>当該書類が遅滞なく提示又は提出されないとき</u> には、措置法第66条の4第6項又は同条第8項の適用要件を満たす」旨を説明 するとともに、当該説明を行った事実及びその後の法人からの提示又は提出の 状況を記録する。

また、法人が第6項に規定する書類を遅滞なく提示又は提出したかどうかは、 当該書類の提示又は提出の準備に通常要する期間を考慮して判断する。

(2) (1)の提示又は提出を求める場合には、独立企業間価格の算定に必要と認められる範囲内において、法人に対し期日を定めて当該提示又は提出を求める。

また、当該期日は、当該法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備 に通常要する期間を斟酌して定めることとし、当該期日までに当該提示又は提

<u>ついては 60 日を超えない範囲内において期日を指定して</u>当該提示又は提出を 求める。

- (注) 1 <u>当該期日は、当該法人の意見を聴取した上で当該提示又は提出の準備</u> に通常要する日数を勘案して指定する。
 - 2 法人に対し、移転価格文書の提示又は提出を求める場合には、ローカルファイル、同時文書化対象国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類及び同時文書化免除国外関連取引に係る独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類を区分した上で、これらの書類の提示又は提出を求めることに留意する。

3 (削除)

- (3) 当該期日までに移転価格文書の提示又は提出がなかった場合には、法人に対し、「移転価格文書が期日までに提示又は提出されなかったため措置法第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項の適用要件を満たす」旨を説明する。
- (4) 当該期日までに移転価格文書の提示又は提出がなかったことにつき合理的な理由が認められるときは、当該法人の意見を再聴取し、期日を指定する。
 なお、再聴取して指定した期日までに移転価格文書に該当するものとして提示又は提出された書類(電磁的記録を含む。以下同じ。)があり、当該書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格の算定ができる場合には、措置法第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項の規定の適用をしないことに留意する。
 - (注) 法人が、指定された期日までに当該提示又は提出をできなかったことに

改正前

出がない場合で、当該法人がこれをできなかったことにつき合理的な理由が認められるときには、当該法人の意見を再聴取し、改めて期日を定める。

- (注) 1 法人が独立企業間価格を算定している場合には、当該法人が当該算定 に用いた書類に基づき独立企業間価格の算定ができるかどうかを検討 し、当該書類以外の書類の提示又は提出を求める必要があるかどうかを 判断する。
 - 2 <u>当該提示又は提出に係る期日の再設定を繰り返し行った結果、当初の期日から相当の期間が経過した場合において、それ以後の書類の提示又は提出が見込まれないときには、法人に対し、「第6項に規定する書類が遅滞なく提示又は提出されなかったため措置法第66条の4第6項又</u>は同条第8項の適用要件を満たす」旨を説明する。
 - 3 法人が定められた期日までに当該提示又は提出をできなかったことに つき合理的な理由が認められる場合には、例えば、当該法人が災害によ りこれをできなかった場合が該当する。

つき合理的な理由が認められる場合には、例えば、当該法人が災害により これをできなかった場合が該当する。

(5) 法人から<u>移転価格文書</u>に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格の算定ができるかどうかを判断するのであるが、当該判断の結果、当該書類に基づき独立企業間価格を算定することができず、かつ、措置法<u>第66条の4第8項及び第11項又は第9項及び第12項</u>の規定の適用がある場合には、当該法人に対しその理由を説明する。

(注) 当該書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合には、当 該書類の提示又は提出については、<u>移転価格文書</u>の提示又は提出には該当 しない。

この場合には、当該法人に対し、正確な情報等に基づき作成した<u>移転価</u> 格文書を速やかに提示又は提出するよう求めるものとする。

(6) 措置法第66条の4第11項又は第12項の規定を適用して把握した非関連者間取引を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対し十分説明するのであるが、この場合には、国税通則法第126条(職員の守秘義務規定)の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。

改正前

(3) 法人から第6項に規定する書類に該当するものとして提示又は提出された書類を総合的に検討して独立企業間価格の算定ができるかどうかを判断するのであるが、当該判断の結果、当該書類に基づき独立企業間価格を算定することができず、かつ、措置法第66条の4第6項又は同条第8項の規定の適用がある場合には、当該法人に対しその理由を説明する。

なお、当該書類を総合的に検討した結果、独立企業間価格の算定ができる場合には、措置法第66条の4第6項又は同条第8項の規定の適用はないことに留意する。

(注) 当該書類が不正確な情報等に基づき作成されたものである場合には、当該書類の提示又は提出については、<u>第6項に規定する書類</u>の提示又は提出には該当しない。

この場合には、当該法人に対し、正確な情報等に基づき作成した<u>書類</u>を 速やかに提示又は提出するよう求めるものとする。

(4) 措置法第66条の4第8項の規定を適用して把握した非関連者間取引を比較対象取引として選定した場合には、当該選定のために用いた条件、当該比較対象取引の内容、差異の調整方法等を法人に対し十分説明するのであるが、この場合には、国税通則法第126条((職員の守秘義務規定))の規定に留意するとともに、当該説明を行った事実を記録する。

(金銭の貸借取引)

<u>3 – 6</u> ······

- (1) 基本通達 9-4-2 (子会社等を再建する場合の無利息貸付け等) の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。
- (2) (省略)

(金銭の貸借取引)

2-6

- (1) 基本通達<u>9-4-2((子会社等を再建する場合の無利息貸付け等))</u>の適用がある金銭の貸付けについては、移転価格税制の適用上も適正な取引として取り扱う。
- (2) (同 左)

改 正 後	改 正 前
(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)	(独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法による金銭の貸借取引の検討)
<u>3-7</u> 法人及び国外関連者が <u>共に</u> 業として金銭の貸付け又は出資を行っていない場	<u>2-7</u> 法人及び国外関連者が <u>ともに</u> 業として金銭の貸付け又は出資を行っていない
合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れ	場合において、当該法人が当該国外関連者との間で行う金銭の貸付け又は借入れ
について <u>調査を行うときは</u> 、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率	について <u>調査を行うときには</u> 、必要に応じ、次に掲げる利率を独立企業間の利率
として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討す	として用いる独立価格比準法に準ずる方法と同等の方法の適用について検討す
ర .	ప 。
(1)~(2) (省 略)	(1)~(2) (同 左)
(3)	(3)
(注)1 (省 略)	(注) 1 (同 左)
2 (2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における	2 (2)に掲げる利率を用いる場合においては、国外関連取引の貸手における
銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに <u>該当する</u>	銀行等からの実際の借入れが、(2)の同様の状況の下での借入れに <u>該当する</u>
<u>ときは</u> 、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないことに	<u>ときには</u> 、当該国外関連取引とひも付き関係にあるかどうかを問わないこと
留意する。	に留意する。
(役務提供)	(役務提供)
3-8 (省略)	2-8 (同 左)
(企業グループ内における役務の提供の取扱い)	(企業グループ内における役務の提供の取扱い)
3-9	<u>2-9</u>
(1)~(4) (省略)	(1)~(4) (同 左)
(5) 法人が国外関連者に対し支払うべき役務の提供に係る対価の額の適否の検討	(5) 法人が国外関連者に対し支払うべき役務の提供に係る対価の額の適否の検討
に際して、当該法人に対し、当該国外関連者から受けた役務の内容等が記載さ	に際して、当該法人に対し、当該国外関連者から受けた役務の内容等が記載さ
れた書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示又は提出を求める。この場合にお	れた書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示又は提出を求める。この場合にお
いて、当該役務の提供に係る実態等が確認できないときは、措置法第66条の4	いて、当該役務の提供に係る実態等が確認できないときには、措置法第66条の
第3項等の規定の適用について検討することに留意する。	4 第 3 項等の規定の適用について検討することに留意する。
(原価基準法に準ずる方法と同等の方法による役務提供取引の検討)	(原価基準法に準ずる方法と同等の方法による役務提供取引の検討)
<u>3-10</u>	2-10

7L T W	76. T ¥.
改正後	改正前
(1) (省略)	(1) (同 左)
(2) 法人が国外関連者との間で行う(1)以外の役務提供について調査を行う場合	(2) 法人が国外関連者との間で行う(1)以外の役務提供について調査を行う場合
において、当該役務提供が次に掲げる要件の全てを <u>満たしているときは</u> 、必要	において、当該役務提供が次に掲げる要件の全てを <u>満たしているときには</u> 、必
に応じ、(1)と同様の方法の適用について検討する。	要に応じ、(1)と同様の方法の適用について検討する。
イ 役務の内容が次に掲げる業務のいずれかに該当すること。	イ 役務の内容が次に掲げる業務のいずれかに該当すること。
(イ)~(チ) (省 略)	(イ)~(チ) (同 左)
(リ) 広告宣伝 (<u>3-9</u> (1)リに掲げるマーケティングに係る支援を除く。)	(リ) 広告宣伝 (<u>2-9</u> (1)リに掲げるマーケティングに係る支援を除く。)
(ヌ) (省 略)	(ヌ) (同 左)
口~ホ (省 略)	口~ホ (同 左)
(調査において検討すべき無形資産)	(調査において検討すべき無形資産)
<u>3 – 11</u> ······	<u>2-11</u>
(注) 役務提供を行う際に無形資産が使用されている場合の役務提供と無形資	(注) 役務提供を行う際に無形資産が使用されている場合の役務提供と無形資
産の関係については、 <u>3-8(1)(注)</u> に留意する。	産の関係については、 <u>2-8(1)の(注)</u> に留意する。
(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)	(無形資産の形成、維持又は発展への貢献)
3-12 (省略)	2-12 (同 左)
(無形資産の使用許諾取引)	(無形資産の使用許諾取引)
3-13 法人又は国外関連者のいずれか一方が保有する無形資産を他方が使用してい	2-13 法人又は国外関連者のいずれか一方が保有する無形資産を他方が使用してい
る場合で、当事者間でその使用に関する取決めが <u>ないときは</u> 、譲渡があったと	る場合で、当事者間でその使用に関する取決めが <u>ないときには</u> 、譲渡があったと
認められる場合を除き、当該無形資産の使用許諾取引があるものとして当該取	認められる場合を除き、当該無形資産の使用許諾取引があるものとして当該取引
引に係る独立企業間価格の算定を行うことに留意する。	に係る独立企業間価格の算定を行うことに留意する。
(費用分担契約)	(費用分担契約)
3-14 費用分担契約とは、特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有する契約	2-14 費用分担契約とは、特定の無形資産を開発する等の共通の目的を有する契約当
当事者(以下「参加者」という。)間で、その目的の達成のために必要な活動(以	事者(以下「参加者」という。)間で、その目的の達成のために必要な活動(以
下「研究開発等の活動」という。) に要する費用を、当該研究開発等の活動から	下「研究開発等の活動」という。)に要する費用を、当該研究開発等の活動から

生ずる新たな成果によって各参加者において増加すると見込まれる収益又は減少すると見込まれる費用(以下「予測便益」という。)の各参加者の予測便益の合計額に対する割合(以下「予測便益割合」という。)によって分担することを取り決め、当該研究開発等の活動から生ずる新たな成果の持分を各参加者のそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約をいい、例えば、新製品の製造技術の開発に当たり、法人及び国外関連者のそれぞれが当該製造技術を用いて製造する新製品の販売によって享受するであろう予測便益を基礎として算定した予測便益割合を用いて、当該製造技術の開発に要する費用を法人と国外関連者との間で分担することを取り決め、当該製造技術の開発から生ずる新たな無形資産の持分をそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約がこれに該当する。

生じる新たな成果によって各参加者において増加すると見込まれる収益又は減少すると見込まれる費用(以下「予測便益」という。)の各参加者の予測便益の合計額に対する割合(以下「予測便益割合」という。)によって分担することを取り決め、当該研究開発等の活動から生じる新たな成果の持分を各参加者のそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約をいい、例えば、新製品の製造技術の開発に当たり、法人及び国外関連者のそれぞれが当該製造技術を用いて製造する新製品の販売によって享受するであろう予測便益を基礎として算定した予測便益割合を用いて、当該製造技術の開発に要する費用を法人と国外関連者との間で分担することを取り決め、当該製造技術の開発から生じる新たな無形資産の持分をそれぞれの分担額に応じて取得することとする契約がこれに該当する。

(費用分担契約の取扱い)

- 3-15 法人が国外関連者との間で締結した費用分担契約に基づく費用の分担(費用分担額の調整を含む。)及び持分の取得は、国外関連取引に該当し、当該費用分担契約における当該法人の予測便益割合が、当該法人の適正な予測便益割合(3-16及び3-18による検討に基づき算定される割合をいう。)に比して過大であると認められるときは、当該法人が分担した費用の総額のうちその過大となった割合に対応する部分の金額は、独立企業間価格を超えるものとして損金の額に算入されないことに留意する。
 - (注) 法人が分担した費用については、法人税に関する法令の規定に基づいて 処理するのであるから、例えば、研究開発等の活動に要する費用のうちに 措置法第61条の4第4項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等が ある場合には、適正な予測便益割合に基づき法人が分担した交際費等の額 は、措置法通達61の4(1)-23(1)(交際費等の支出の方法)の定めに準じ て取り扱うこととなり、当該分担した交際費等の額を基に同条第1項の規 定に基づく損金不算入額の計算を行うこととなることに留意する。

(費用分担契約の取扱い)

- 2-15 法人が国外関連者との間で締結した費用分担契約に基づく費用の分担(費用分担額の調整を含む。)及び持分の取得は、国外関連取引に該当し、当該費用分担契約における当該法人の予測便益割合が、当該法人の適正な予測便益割合(2-16及び2-18による検討に基づき算定される割合をいう。)に比して過大であると認められるときは、当該法人が分担した費用の総額のうちその過大となった割合に対応する部分の金額は、独立企業間価格を超えるものとして損金の額に算入されないことに留意する。
 - (注) 法人が分担した費用については、法人税に関する法令の規定に基づいて処理するのであるから、例えば、研究開発等の活動に要する費用のうちに措置法第61条の4第3項に規定する交際費等がある場合には、適正な予測便益割合に基づき法人が分担した交際費等の額は、措置法通達61の4(1)-23((交際費等の支出の方法))(1)の規定に準じて取り扱うこととなり、当該分担した交際費等の額を基に同条第1項の規定に基づく損金不算入額の計算を行うこととなることに留意する。

改 正 前
(費用分担契約に関する留意事項)
<u>2-16</u> ·····
イ (同 左)
ロ 研究開発等の活動から生じる成果を自ら使用するなど、 <u>すべて</u> の参加者が直接
的に便益を享受することが見込まれているか。
ハ (同 左)
ニ 予測便益を直接的に見積もることが困難である場合、予測便益の算定に、各参
加者が享受する研究開発等の活動から <u>生じる</u> 成果から得る便益の程度を推測す
るに足りる合理的な基準(売上高、売上総利益、営業利益、製造又は販売の数量
等)が用いられているか。
ホ~ト (同 左)
(費用分担契約における既存の無形資産の使用)
(負用力担大利における既付の無形負性の使用)
2-17 (同 左)
2-17 (同 左)
<u>2-17</u> (同 左) (費用分担契約に係る <u>検査</u> を行う書類)
2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4 に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握する
2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4 に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研
2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4 に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。)のほか、主として次
 2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。)のほか、主として次に掲げる書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示を求め、移転価格税制上の問
2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4 に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。)のほか、主として次に掲げる書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示を求め、移転価格税制上の問題があるかどうかを検討する。
2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。)のほか、主として次に掲げる書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示を求め、移転価格税制上の問題があるかどうかを検討する。 (1)~(2) (同 左)
 2-17 (同 左) (費用分担契約に係る検査を行う書類) 2-18 調査においては、2-4に掲げる書類から国外関連取引の実態を的確に把握するのであるが、費用分担契約に係る調査を行うに当たっては、費用分担契約書(研究開発等の活動の範囲・内容を記載した附属書類を含む。)のほか、主として次に掲げる書類(帳簿その他の資料を含む。)の提示を求め、移転価格税制上の問題があるかどうかを検討する。 (1)~(2) (同 左) (3) その他の書類

費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等を記載した書類

費用分担契約に参加しない者の名称、所在地等を記載した書類

改 正 後	改 正 前
(国外関連者に対する寄附金)	(国外関連者に対する寄附金)
<u>3-19</u>	<u>2-19</u>
(注) 法人が国外関連者に対して財政上の支援等を行う目的で国外関連取引に	(注) 法人が国外関連者に対して財政上の支援等を行う目的で国外関連取引に
係る取引価格の設定、変更等を行っている場合において、当該支援等に基	係る取引価格の設定、変更等を行っている場合において、当該支援等に基本
本通達9-4-2の相当な理由があるときは、措置法第66条の4第3項の	通達 9-4-2((子会社等を再建する場合の無利息貸付け等))の相当な理由が
規定の適用がないことに留意する。	あるときには、措置法第66条の4第3項の規定の適用がないことに留意す
	る。
(価格調整金等がある場合の留意事項)	(価格調整金等がある場合の留意事項)
3-20 (省略)	2-20 (同 左)
(外国税務当局が算定した対価の額)	(外国税務当局が算定した対価の額)
3-21 (省略)	2-21 (同 左)
(事前確認の申出との関係)	(本会体型の内川 1,の間点)
(事別唯心の中山との関係)	(事前確認の申出との関係)
3-22	(事削確認の中田との関係) <u>2-22</u>
3-22	<u>2-22</u>
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により <u>中断されないことに留意する</u> 。
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人(以下「確認申出法人」とい	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」と
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により <u>中断されない。</u> (2) 調査に当たっては、 <u>事前確認の申出を行う</u> 法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により <u>中断されない。</u> (2) 調査に当たっては、 <u>事前確認の申出を行う</u> 法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて <u>当該確認申出法人</u> の同	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があ
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出法人の同意があるときは、この限りではない。	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分)	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分)
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分) 3-23 調査に当たり、移転価格税制とともに法第69条第1項(外国税額の控除)の	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分) 2-23 調査に当たり、移転価格税制とともに法第69条第1項((外国税額の控除))の
3-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されない。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行う法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該確認申出法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分) 3-23 調査に当たり、移転価格税制とともに法第69条第1項(外国税額の控除)の規定を適用するときは、移転価格税制の適用により増加する所得について同法	2-22 (1) 調査は、事前確認の申出により中断されないことに留意する。 (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人(以下「確認申出法人」という。)から事前確認審査のために収受した資料(事実に関するものを除く。)を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。 (移転価格課税と所得の内外区分) 2-23 調査に当たり、移転価格税制とともに法第69条第1項((外国税額の控除))の規定を適用するときは、移転価格税制の適用により増加する所得について法第

改 正 後	改 正 前
(過少資本税制との関係)	(過少資本税制との関係)
<u>3-24</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法 <u>第66条の5(国外支配株主等に</u>	<u>2-24</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法 <u>第 66 条の 5 ((国外支配株主等に</u>
<u>係る負債の利子等の課税の特例)</u> の規定を適用する場合には、同条第1項に規	<u>係る負債の利子等の課税の特例))</u> の規定を適用する場合には、同条第1項に規定
定する「負債の利子等」の額の算定において、独立企業間価格を超える部分の	する「負債の利子等」の額の算定において、独立企業間価格を超える部分の「負
「負債の利子等」の額を含めないことに留意する。	債の利子等」の額を含めないことに留意する。
(過大支払利子税制との関係)	(過大支払利子税制との関係)
<u>3-25</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法 <u>第66条の5の2(関連者等に係</u>	<u>2-25</u> 調査に当たり、移転価格税制とともに措置法 <u>第 66 条の5の2((関連者等に係</u>
<u>る支払利子等の損金不算入)</u> の規定を適用する場合には、次に掲げることに留	<u>る支払利子等の損金不算入))</u> の規定を適用する場合には、次に掲げることに留意
意する。	する。
(1) 措置法第66条の5の2第1項に規定する「関連者支払利子等の額」の算定に	(1) <u>同条</u> 第1項に規定する「関連者支払利子等の額」の算定において、独立企業
おいて、独立企業間価格を超える部分の「関連者支払利子等の額」を含めない	間価格を超える部分の「関連者支払利子等の額」を含めないこと
こと <u>。</u>	
(2) 措置法第66条の5の2第1項に規定する「控除対象受取利子等合計額」の算	(2) <u>同項</u> に規定する「控除対象受取利子等合計額」の算定において、独立企業間
定において、独立企業間価格に満たない部分の「受取利子等の額」(同条第3項	価格に満たない部分の「受取利子等の額」(同条第3項に規定する「受取利子等
に規定する「受取利子等の額」をいう。) を含めること及び独立企業間価格を超	の額」をいう。)を含めること及び独立企業間価格を超える部分の「支払利子等
える部分の「支払利子等の額」(同条第3項に規定する「支払利子等の額」をい	の額」(同条第3項に規定する「支払利子等の額」をいう。)を含めないこと
う。) を含めないこと <u>。</u>	
(3) 措置法第66条の5の2第1項に規定する「調整所得金額」の算定において、	(3) <u>同条</u> 第1項に規定する「調整所得金額」の算定において、国外関連取引が独
国外関連取引が独立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出	立企業間価格で行われたものとみなして計算した場合に算出される所得の金額
される所得の金額を基礎とすること。	を基礎とすること
(4) 措置法第66条の5の2第4項第2号に規定する「支払利子等の額」の算定に	(4) <u>同条</u> 第4項第2号に規定する「支払利子等の額」の算定において、独立企業
おいて、独立企業間価格を超える部分の「支払利子等の額」を含めないこと。	間価格を超える部分の「支払利子等の額」を含めないこと
(源泉所得税との関係)	(源泉所得税との関係)
3-26 (省略)	2-26 (同 左)
(消費税との関係)	(消費税との関係)

改 正 後	改 正 前
3-27 (省略)	2-27 (同 左)
第4章 独立企業間価格の算定等における留意点	第3章 独立企業間価格の算定等における留意点

(最も適切な方法の選定に関する検討)

4-1 措置法第 66 条の 4 第 2 項に規定する最も適切な方法 (以下「最も適切な方法」 という。)の選定のための検討を行う場合には、措置法通達 66 の 4 (3) - 3 に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、措置法通達 66 の 4 (2) - 1 (1) から (4) までに掲げる点等を勘案して当該国外関連取引に係る 比較対象取引の有無等を検討することに留意する。

(独立企業間価格の算定における基本三法の長所)

4-2 独立企業間価格の算定方法のうち、国外関連取引と比較対象取引の価格を直接比較する独立価格比準法(独立価格比準法と同等の方法を含む。以下同じ。)は、独立企業間価格を最も直接的に算定することができる長所を有し、また、売上総利益に係る利益率(措置法第66条の4第2項第1号ロ及びハに規定する政令で定める通常の利益率をいう。)に基づき算定された価格を比較する再販売価格基準法及び原価基準法(再販売価格基準法と同等の方法及び原価基準法と同等の方法を含む。以下同じ。)は、独立価格比準法に次いで独立企業間価格を直接的に算定することができる長所を有することに留意する。

したがって、最も適切な方法の選定に当たり、措置法通達 66 の 4 (2) - 1 (1) から (4) までに掲げる点等を勘案した結果、最も適切な方法の候補が複数ある場合において、独立価格比準法の適用における比較可能性が十分であるとき (国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う必要がある場合は、当該調整を行うことができるときに限る。以下同じ。)は、上記の長所により独立価格比準法の選定が最も適切となり、また、独立価格比準法を選定することはできないが、再販売価格基準法又は原価基準法の適用における比較可能性が十分であるときは、上記の長所により再販売価格基準法又は原価基準法

(最も適切な方法の選定に関する検討)

3-1 措置法第66条の4第2項に規定する最も適切な方法(以下「最も適切な方法」という。)の選定のための検討を行う場合には、措置法通達66の4(3)-3に掲げる諸要素等に基づいて国外関連取引の内容等を的確に把握し、措置法通達66の4(2)-1の(1)から(4)までに掲げる点等を勘案して当該国外関連取引に係る比較対象取引の有無等を検討することに留意する。

(独立企業間価格の算定における基本三法の長所)

3-2 独立企業間価格の算定方法のうち、取引の価格を直接比較する独立価格比準法 (独立価格比準法と同等の方法を含む。以下同じ。) は、独立企業間価格を最も 直接的に算定することができる長所を有し、また、売上総利益に係る利益率 (措置法第66条の4第2項第1号ロ及びハに規定する政令で定める通常の利益率を いう。)に基づき算定された価格を比較する再販売価格基準法及び原価基準法(再販売価格基準法と同等の方法及び原価基準法と同等の方法を含む。以下同じ。) は、独立価格比準法に次いで独立企業間価格を直接的に算定することができる長所を有することに留意する。

したがって、最も適切な方法の選定に当たり、措置法通達 66 の 4 (2)-1 の (1) から (4) までに掲げる点等を勘案した結果、最も適切な方法の候補が複数ある場合において、独立価格比準法の適用における比較可能性が十分であるとき (国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う必要がある場合は、当該調整を行うことができるときに限る。以下同じ。)には、上記の長所により独立価格比準法の選定が最も適切となり、また、独立価格比準法を選定することはできないが、再販売価格基準法又は原価基準法の適用における比較可能性が十分であるときには、上記の長所により再販売価格基準法又は原価基準法の適定が最も適

改正後	改 正 前
の選定が最も適切となることに留意する。	切となることに留意する。
(差異の調整方法)	(差異の調整方法)
$\underline{4-3}$ 国外関連取引と、比較対象取引又は措置法通達 $\underline{66}$ の $\underline{4}$ (3) $\underline{1}$ に掲げる取	<u>3-3</u> 国外関連取引と、比較対象取引又は措置法通達 <u>66 の 4 (3)-1 の (5)</u> に掲げる取
引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それ	引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それぞ
ぞれ次に定める方法により行うことができることに留意する。	れ次に定める方法により行うことができることに留意する。
(1)~(4) (省 略)	(1)~(4) (同 左)
(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)	(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)
$\underline{\textbf{4}-\textbf{4}}$ 措置法通達 $\underline{\textbf{66} \ \textit{0} \ \textbf{4} \ \textbf{(3)} - \textbf{3}}$ の取扱いの適用において、法人又は国外関連者が	<u>3-4</u> 措置法通達 <u>66 の 4 (3)-3</u> の取扱いの適用において、法人又は国外関連者が無
無形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象取引の選	形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象取引の選定に
定に当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性について検討す	当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性について検討すること
ることに留意する。	に留意する。
(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)	(比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定)
<u>4-5</u> (省 略)	3-5 (同 左)
(利益分割法における共通費用の取扱い)	(利益分割法における共通費用の取扱い)
4-6 利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一	3-6 利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一般
般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連し	管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して
では 10 kg 1	
て生じたもの(以下 $4-6$ において「共通費用」という。)がある場合には、こ	生じたもの(以下 <u>3-6</u> において「共通費用」という。)がある場合には、これら
て生じたもの(以下 <u>4-6</u> において「共通費用」という。)がある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売	生じたもの(以下 3-6 において「共通費用」という。)がある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、
	生じたもの(以下 3-6 において「共通費用」という。)がある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、 売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容
れらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売	の費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、
れらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の	の費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、 売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容 及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて <u>按分し</u> 、当該国
れらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて <u>あ</u>	の費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、 売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容 及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて <u>按分し</u> 、当該国
れらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて <u>あん分し</u> 、当該国外関連取引の分割対象利益等(措置法通達 66 の4(5)-1(利	の費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて <u>按分し</u> 、当該国外関連取引の分割対象利益等(措置法通達 66 の 4 (5)-1 に定める分割対象利益

改 正 後	改 正 前
(残余利益分割法の取扱い)	(残余利益分割法の取扱い)
<u>4 – 7</u> ·····	<u>3-7</u> ······
(注) 措置法通達 <u>66の4(3)-1(5)</u> に掲げる取引が複数存在する場合の基本的	(注) 措置法通達 <u>66 の 4 (3) - 1 の (5)</u> に掲げる取引が複数存在する場合の基本
利益の計算については、原則として、当該取引に係る上記の割合の平均値	的利益の計算については、原則として、当該取引に係る上記の割合の平均値
を用いるのであるが、当該上記の割合の分布状況等に応じた合理的な値が	を用いるのであるが、当該上記の割合の分布状況等に応じた合理的な値が他
他に認められる場合は、これを用いることに留意する。	に認められる場合は、これを用いることに留意する。
なお、上記の割合は、措置法施行令第39条の12第8項第1号ハ(1)の <u>括</u>	なお、上記の割合は、措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 1 号ハ(1)の <u>か</u>
<u>弧書</u> に規定する必要な調整を加えた後の割合であることに留意する。	<u>っこ書き</u> に規定する必要な調整を加えた後の割合であることに留意する。
(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定)	(取引単位営業利益法の適用における比較対象取引の選定)
4-8 (省略)	3-8 (同 左)
(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費)	(取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費)
4-9 取引単位営業利益法により独立企業間価格を算定する場合の「国外関連取引	3-9 取引単位営業利益法により独立企業間価格を算定する場合の「国外関連取引に
に係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費」には、その販売	係る棚卸資産の販売のために要した販売費及び一般管理費」には、その販売に直
に直接に要した費用のほか、間接に要した費用が含まれることに留意する。こ	接に要した費用のほか、間接に要した費用が含まれることに留意する。この場合
の場合において、国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたも	において、国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたものが <u>ある</u>
のが <u>あるときは</u> 、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば、当	場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば、当該双方の
該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用	取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従事した使用人の数等、
人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められ	当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比
る要素の比に応じて <u>あん分する</u> 。	に応じて <u>按分する</u> 。
(推定による課税を行う場合の留意事項)	(推定による課税を行う場合の留意事項)
<u>4 – 10</u>	3-10
(1) 措置法施行令第39条の12第12項第1号に掲げる方法の適用に当たっては、	(1) 措置法施行令第39条の12第12項第1号に掲げる方法の適用に当たっては、
措置法通達 <u>66 の 4 (5) - 1</u> から <u>66 の 4 (5) - 3 (為替の換算)</u> までの取扱いを	措置法通達 <u>66の4(5)-1</u> から <u>66の4(5)-3</u> までの取扱いを準用することとし、

原則として法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及び損益の状況を連結

して記載した計算書類(以下「連結財務諸表等」という。)における国外関連取

準用することとし、原則として法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及

び損益の状況を連結して記載した計算書類(以下「連結財務諸表」という。)に

改 正 後	改正前
おける国外関連取引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額(以下	引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額(以下「営業利益等」と
「営業利益等」という。)を同号に規定する要因で分割することにより当該法人	いう。) を同号に規定する要因で分割することにより当該法人及び国外関連者へ
及び国外関連者への配分計算を行うことに留意する。	の配分計算を行うことに留意する。
(注) <u>連結財務諸表</u> において国外関連取引に係る事業に係る営業利益等が他の	(注) <u>連結財務諸表等</u> において国外関連取引に係る事業に係る営業利益等が他
事業に係る営業利益等と区分されていない場合には、当該国外関連取引に	の事業に係る営業利益等と区分されていない場合には、当該国外関連取引
係る事業を含む事業に係る営業利益等に以下の口のイに対する割合を乗じ	に係る事業を含む事業に係る営業利益等に以下の口のイに対する割合を乗
て計算した金額を法人への配分額とすることができる。	じて計算した金額を法人への配分額とすることができる。
イ~ロ (省 略)	イ~ロ (同 左)
(2) 措置法施行令第39条の12第12項第6号に掲げる方法の適用に当たっては、	(2) 措置法施行令第39条の12第12項第6号に掲げる方法の適用に当たっては、
措置法通達 <u>66 の 4 (6) - 1 (準ずる方法の例示)</u> の取扱いを準用することに留	措置法通達 <u>66 の 4 (6)-1</u> の取扱いを準用することに留意する。
意する。	
思りる。	
第5章 国外移転所得金額等の取扱い	第 4 章 国外移転所得金額等の取扱い
	第4章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)
第5章 国外移転所得金額等の取扱い	
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項)
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い)	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載さ
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部に	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9)-2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9)-2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたとについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9)-2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達66の4(9)-2(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達66の4(9)-2の取扱いの適用の有無を判断する。	(国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9)-2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66 の 4(9)-2 の取扱いの適用の有無を判断する。
 第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66 の 4 (9) - 2 の取扱いの適用の有無を判断する。 (注) 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面の様式に関し、法人から照会が 	 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66 の 4 (9) - 2 の取扱いの適用の有無を判断する。 (注) 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面の様式に関し、法人から照会があ
第5章 国外移転所得金額等の取扱い (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 5-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱い) に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66 の 4 (9) - 2 の取扱いの適用の有無を判断する。 (注) 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面の様式に関し、法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」(別紙様式1)	 (国外移転所得金額の返還を受ける場合の取扱いに関する留意事項) 4-1 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面を提出した法人が、当該書面に記載された金額の全部又は一部について返還を受ける予定の日後に返還を受けた場合には、予定日後に返還を受けたことについて合理的な理由があるかどうかを検討した上で、措置法通達 66 の 4 (9) - 2 の取扱いの適用の有無を判断する。 (注) 措置法通達 66 の 4 (9) - 2 に定める書面の様式に関し、法人から照会があった場合には、「国外移転所得金額の返還に関する届出書」(別紙様式1)を

(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い) 5-2 相互物業の今音に其べく対応的調整により対象更正な行う

(対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い)

<u>5-3</u> 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法 <u>4-3</u> 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人

人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約等実施特例法<u>第7条第1項(租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例)</u>に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(<u>調査課所管法人(調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令(昭和24年大蔵省令第49号)により調査課が所管する法人をいう。以下同じ。)にあっては、所轄国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)とする。以下同じ。)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。</u>

イ~ロ (省 略)

ハ 代表者氏名

ニ~へ (省略)

ト 返還方法

(注) 外貨建ての取引につき返還することとして届け出る金額は、基本通達 13 の2-1-2 (外貨建取引及び発生時換算法の円換算) の規定に基づき円換算した金額とし、当該金額とその返還を行った日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を行った日の属する事業年度の益金又は損金の額に算入する。

改正前

が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約等実施特例法<u>第7条第1項((租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))</u>に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面(「対応的調整に伴う返還に関する届出書」(別紙様式7))を所轄税務署長(<u>国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長</u>)に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。

イ~ロ (同 左)

ハ 代表者名

ニ~へ (省略)

ト 返還方法

(注) 外貨建ての取引につき返還することとして届け出る金額は、基本通達 13 <u>の2-1-2((外貨建取引及び発生時換算法の円換算))</u>の規定に基づき円換 算した金額とし、当該金額とその返還を行った日の外国為替の売買相場によって円換算した金額との差額は、その返還を行った日の属する事業年度の益 金又は損金の額に算入する。

第6章 事前確認

(事前確認の方針)

6-1 事前確認審査については、移転価格税制に係る法人の予測可能性を確保し、 当該税制の適正・円滑な執行を図るため、我が国の課税権の確保に十分配意し つつ、事案の複雑性・<u>困難性</u>に応じたメリハリのある<u>審査</u>を的確・迅速に行う。 また、<u>事前確認に係る手続の利便性向上及び迅速化</u>を図るため、事前相談に的 確に対応する。

第5章 事前確認手続

(事前確認の方針)

5-1 事前確認が移転価格税制に係る法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正・ 円滑な執行を図るための手続であることを踏まえ、我が国の課税権の確保に十分 配意しつつ、事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのある事前確認審査を的 確・迅速に行う。また、事前確認手続における法人の利便性向上及び事前確認手 続の迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。
 改 正 後
 改 正 前

 (事前確認の申出)
 (事前確認の申出)

 6-2
 5-2

(1) <u>法人の納税地の</u>所轄税務署長は、法人からその国外関連取引の<u>独立企業間価</u> 格の算定方法等に係る事前確認の申出がなされた場合には、これを収受する。

- (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度(以下「確認対象事業年度」という。)のうち最初の事業年度開始の日までに、確認対象事業年度、事前確認を受けようとする国外関連取引(以下「確認対象取引」という。)、確認対象取引に係る国外関連者及び確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等をその国外関連者の所在する国又は地域ごとに「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式2。以下「確認申出書」という。)に記載して、当該確認申出書を所轄税務署長に提出することにより行うものとする。
 - (注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)(以下「祝日法」という。)に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第2条第2項(期限の特例)に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。
- (3) 確認申出書の提出部数は、調査課所管法人に該当する法人にあっては1部(相互協議を求める場合には2部)、調査課所管法人に該当しない法人にあっては3部(相互協議を求める場合には4部)とする。以下6-3の資料、6-8の書類及び6-9の取下書の提出部数についても同様とする。

- (1) 所轄税務署長 (調査課所管法人(調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省 令(昭和24年大蔵省令第49号)により調査課が所管する法人をいう。)にあって は、所轄国税局長(沖縄国税事務所長を含む。)とする。以下同じ。)は、法人からその国外関連取引の全部又は一部に係る事前確認の申出がなされた場合に は、これを収受する。
- (2) 事前確認の申出は、事前確認を受けようとする事業年度(以下「確認対象事業年度」という。)のうち最初の事業年度開始の日までに、確認対象事業年度、 国外関連者、事前確認の対象となる国外関連取引(以下「確認対象取引」という。)及び独立企業間価格の算定方法等を記載した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書」(別紙様式2。以下「確認申出書」という。)をその 国外関連者の所在地国ごとに法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。
 - (注) 確認対象事業年度のうち最初の事業年度開始の日が、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第2条第2項((期限の特例))に規定する日に当たるときは、これらの日の翌日までに提出することにより行うものとする。
- (3) 確認申出書の提出部数は、<u>調査課所管法人にあっては2部(相互協議を求める場合には、3部)、調査課所管法人以外の法人にあっては3部(相互協議を求める場合には、4部)とする(以下5-3、5-8及び5-9において同じ。)。</u>

(資料の添付)

6 - 3

(1) 所轄税務署長は、確認申出法人に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付

(資料の添付)

5-3

(1) 所轄税務署長は、確認申出法人に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付

するよう求める。

- イ 確認対象取引の内容、当該確認対象取引の流れ及びその詳細を記載した資 料
- ロ <u>確認申出法人及び確認対象取引に係る国外関連者の事業の内容及び組織の</u> 概要を記載した資料
- ハ <u>確認対象取引において確認申出法人及び確認対象取引に係る国外関連者が</u> 果たす機能、負担するリスク及び使用する資産に関する資料
- ニ <u>確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等及びそれが最も適切な方</u> 法であることを説明した資料
- ホ <u>事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上</u> 又は経済上の諸条件(条件に相当する確認対象取引に係る経済事情その他の 要因等を含む。以下同じ。)に関する資料
- へ <u>確認申出法人と確認対象取引に係る国外関連者との直接若しくは間接の資</u> 本関係又は実質的支配関係に関する資料
- ト 確認申出法人及び確認対象取引に係る国外関連者の過去3事業年度分(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。 以下(1)において同じ。)の営業及び経理の状況その他事業の内容を明らかにした資料(確認対象取引が新規事業又は新規製品に係るものであり、過去3事業年度分の資料を提出できない場合には、将来の事業計画、事業予測の資料など、これに代替するもの)
- チ 確認対象取引に係る国外関連者について、その国外関連者が所在する国又 は地域で、移転価格に係る調査、不服申立て又は訴訟等が行われている場合 には、その概要及び過去の課税状況を記載した資料
- リ 確認対象取引に係る独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度<u>前3</u> 事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業 年度を含む。)に適用した場合の結果など確認対象取引に係る独立企業間価格

改正前

するよう求める。

- イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要を記載した資料
- ロ <u>事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法等及びそれが最も合</u> 理的であることの説明を記載した資料
- n 事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上 又は経済上の諸条件に関する資料
- ニ <u>確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通</u> 貨の種類等確認対象取引の詳細を記載した資料
- ホ 確認対象取引に係る国外関連者(以下「当該国外関連者」という。)と確認申出法人との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係に関する資料
- へ <u>確認対象取引において確認申出法人及び当該国外関連者が果たす機能に関</u> する資料
- ト 確認申出法人及び<u>当該国外関連者</u>の過去3事業年度分の営業及び経理の状況その他事業の内容を明らかにした資料(確認対象取引が新規事業又は新規製品に係るものであり、過去3事業年度分の資料を提出できない場合には、将来の事業計画、事業予測の<u>資料等</u>これに代替するもの)
- チ <u>当該国外関連者</u>について、<u>その所在地国で</u>移転価格に係る調査、不服申立 て<u>、訴訟等</u>が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況を記載し た資料
- リ <u>事前確認の申出に係る</u>独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度<u>前</u> <u>3事業年度</u>に適用した場合の結果<u>等確認申出法人が申し出た</u>独立企業間価格 の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料

の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料

ル その他事前確認に当たり必要な資料

求める。

- ヌ 確認申出法人が属する多国籍企業グループ (措置法第66条の4の4第4項第2号に規定する多国籍企業グループをいう。)の最終親会社等及び当該確認申出法人に係る親会社等(同項第5号に規定する親会社等をいう。以下(1)において同じ。)のうち当該確認申出法人を直接支配する親会社等が当該最終親会社等でない場合の親会社等の概要(法人名、本店又は主たる事務所の所在地等)を記載した資料(相互協議を伴わない事前確認の申出の場合に限る。)
- (注) ト又はリに掲げる資料については、確認対象取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときは、局担当課は、確認申出法人に対し、これらに加え、その前2事業年度分(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。)に係る資料の提出を
- (2) 確認申出法人が確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、<u>6</u>-15(4)及び6-15(5)の取扱いに基づき事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相当の理由があると認められるときは、<u>局担当課の判断により</u>、当該資料の作成等に通常要すると認められる期間を限度として当該通知を行わないことができる。<u>この場合において、局担当課は、当該確認申出法人に対し当該期間を明示するととも</u>に、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明する。

ヌ その他事前確認に当たり必要な資料

(注) ト及びリに掲げる資料については、確認対象取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときには、局担当課は、確認申出法人に対し、これらに加え、その前2事業年度分に係る資料の提出を求める。

改正

(2) 確認申出法人が確認申出書に(1)に掲げる資料の添付を怠った場合には、 5-15(4)及び5-15(5)の規定に基づき独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨の通知を行うのであるが、(1)に掲げる資料の一部につき添付がなかったことについて相当の理由があると認められるときには、局担当課は、当該資料の作成に通常要すると認める期間(以下「提出猶予期間」という。)を限度として当該通知を行わないことができる。

この場合において、局担当課は、当該確認申出法人に対し当該提出猶予期間 を明示するとともに、その間事前確認審査を保留するかどうかについて説明す る。

(翻訳文の添付)

6-4 <u>署法人課税部門又は局調査課は、</u>確認申出書に添付された資料のうち、外国 語で記載されたものがある場合には、確認申出法人に対して日本語による翻訳

(翻訳資料の添付)

<u>5-4</u> 確認申出書に添付された資料のうち、外国語で記載された<u>ものについては、日</u>本語訳を添付するよう求める。

改 正 後	改 正 前
<u>文を添付するよう求める</u> 。	
(確認申出書の補正)	(確認申出書の補正)
6-5 署法人課税部門又は局調査課は、収受した確認申出書の記載事項について記	5-5 署法人課税部門(税務署の法人税の事務を所掌する部門をいう。以下同じ。)
載誤り若しくは記載漏れがないかどうか又は $6-3(1)$ に掲げる資料が添付さ	又は局調査課は、収受した確認申出書の記載事項について記載誤り若しくは記載
<u>れているかどうか等</u> について検討し、不備がある場合には、 <u>確認申出法人</u> に対	漏れがないかどうか又は 5-3 に規定する資料の添付の有無等について検討し、不
して補正を求める。	備がある場合には、 <u>法人</u> に対して補正を求める。
(確認申出書の送付等)	(確認申出書の送付等)
6-6 署法人課税部門は、収受した確認申出書2部(確認申出法人が相互協議を求	5-6 署法人課税部門は、収受した確認申出書2部(確認申出法人が相互協議を求め
めている <u>場合には</u> 3部)を <u>速やかに局法人課税課に</u> 送付し、局法人課税課は、	ている <u>場合には、</u> 3部)を、 <u>局法人課税課に速やかに</u> 送付し、局法人課税課は、
うち1部(確認申出法人が相互協議を求めている <u>場合には</u> 2部)を <u>速やかに国</u>	うち1部(確認申出法人が相互協議を求めている <u>場合には、</u> 2部)を <u>国税庁課税</u>
<u>税庁課税部法人課税課に</u> 送付する。局調査課は、 <u>確認申出法人が相互協議を求</u>	部法人課税課に、速やかに送付する。局調査課は、収受した確認申出書1部(確
めている場合には、収受した確認申出書1部を速やかに国税庁調査査察部調査	認申出法人が相互協議を求めている場合には、2部)を国税庁調査査察部調査課
<u>課に</u> 送付する。庁担当課は、確認申出法人が相互協議を求めている <u>場合には、</u>	<u>に、速やかに</u> 送付する。庁担当課は、確認申出法人が相互協議を求めている <u>場合</u>
送付された当該確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。	<u>については、</u> 確認申出書1部を庁相互協議室に回付する。
(確認対象事業年度)	(確認対象事業年度)
6-7 (省略)	5-7 (同 左)
(事前確認の申出の修正)	(事前確認の申出の修正)
6-8 確認申出法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合に	5-8 確認申出法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合には、
は、 $6-5$ 及び $6-6$ の取扱いに準じて処理を行う。	署法人課税部門又は局調査課は、 <u>5-5 及び 5-6 の規定</u> に準じて処理を行う。
(事前確認の申出の取下げ)	(事前確認の申出の取下げ)
6-9 確認申出法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、 $6-5$	<u>5-9</u> 確認申出法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、 <u>署法人課</u>
<u>及び6-6の取扱い</u> に準じて処理を行う。	税部門又は局調査課は、5-5及び5-6の規定に準じて処理を行う。
(事前相談)	(事前相談)
6-10	<u>5-10</u>
(1) 局担当課は、法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。この場合、	(1) 局担当課は、法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。この場合、

局担当課からの連絡を受け、庁担当課(相互協議を伴う事前確認に係る<u>事前相</u> <u>談</u>にあっては、庁相互協議室を含む。<u>以下(2)において同じ</u>。)は、原則として、 これに加わる。

- (2) 事前相談は、事前確認の要否を検討する法人と税務当局の双方が申出について基本的な理解を共有するためのものであり、この事前相談によって法人における効率的な必要資料の作成及び申出後の事前確認審査の円滑化・迅速化に資するものであることを踏まえ、局担当課(事前相談に加わる庁担当課を含む。以下(3)において同じ。)は次の点に留意して相談に応ずる。
 - イ 確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限<u>その他事前確認に係る手続</u>に 必要な事項を事前相談時に十分に説明する。
 - ロ <u>事前相談</u>の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うか<u>どうか又は</u>どのような申出を行うかについて当該法人が適切に<u>判断するために</u>必要な情報の 提供に努める。
- (3) 局担当課は、相談を行おうとする法人が提示又は提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。

なお、事前相談の内容に応じ<u>、必要な</u>資料の提示又は<u>提出がない</u>場合には、 当該法人に対し十分な相談に応ずることができない旨を説明する。

また、例えば、事前相談の内容が6-14(1) イに掲げる場合には、当該法人に対し、その内容に修正等がない限り事前確認の申出を行っても事前確認ができない旨を説明する。

(4) (1)の事前相談において、6-3(1)に掲げる資料の添付に係る相談があり、 確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当 の理由があると認められる場合には、6-3(2)の取扱いに準じて取り扱う。

(事前確認審査)

6-11 局担当課は、<u>法人</u>から事前確認の<u>申出を受けた</u>場合には、次により事前確認 審査を行う。

改正前

局担当課からの連絡を受け、庁担当課(相互協議を伴う事前確認に係る<u>相談</u>に あっては、庁相互協議室を含む。<u>(2)において同じ</u>。)は、原則として、これに 加わる。

- (2) <u>局担当課(事前相談に加わる庁担当課を含む。)は、事前相談が事前確認手続</u> における法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化に資することに留意の 上、確認申出法人の事前確認の申出に係る事務の軽減及び申出後の事前確認審 査の円滑化が図られるよう、次の点に配意して相談に応ずる。
 - イ 確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限<u>など、事前確認手続</u>に必要な 事項を事前相談時に十分に説明する。
 - ロ 相談対象の国外関連取引の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うか どうか、どのような申出を行うかについて当該法人が適切に<u>判断できるよう</u> 必要な情報の提供に努める。
- (3) 局担当課は、相談を行おうとする法人が提示又は提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。

なお、事前相談の内容に応じ<u>必要となる</u>資料の提示又は<u>提出が無い</u>場合には、 当該法人に対し十分な相談に応じることができない旨を説明する。

(4) (1)の事前相談において、<u>5-3に規定する</u>資料の添付に係る相談があり、確認 申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理 由があると認められる場合には、5-3(2)の規定に準じて取り扱う。

(事前確認審査)

<u>5-11</u> 局担当課は、<u>確認申出法人</u>から事前確認の<u>申出があった</u>場合には、次により事前確認審査を行う。

(1) 局担当課は、<u>速やかに当該申出に係る</u>事前確認審査に着手し、事案の複雑性・ 困難性に応じたメリハリのある<u>事前確認審査</u>を行い、的確・迅速な事務処理に 努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。

なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出法人の協力が不可欠 であることから、確認申出法人に対しその旨を説明し、理解を求める。

(2) 局担当課は、原則として<u>3-1及び3-2の取扱いその他の第3章(調査)</u> 及び第4章(独立企業間価格の算定等における留意点)の取扱いの例により事 前確認審査を行う。

なお、事前確認審査は、調査には該当しないことに留意する。

(3) 局担当課は、事前確認審査のため、6-3(1)に掲げる資料以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出法人に対しその旨を説明し、当該資料の提出を求める。

なお、事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、<u>当該資料の提出を求</u> めるときは、当該資料の提出の準備に通常要する日数を勘案して、当該資料の 提出期限を設定する。

- (4) 局担当課は、確認申出法人が申し出た<u>国外関連取引に係る独立企業間価格</u>の 算定方法等が<u>最も適切な方法</u>であると認められない場合には、当該確認申出法 人に対し、申出の修正を求めることができる。
- (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し事前確認審査の状況等について報告を求める。

(事前確認に係る相互協議)

6 - 12

(1) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議<u>を求める意思を有すると認められる場合には、相互協議の申立て</u>を行うよう<u>勧奨</u>する。<u>この場合において、確認申出法人が内国法人であるときは、平成13年6月25日付官協1</u>

改正前

(1) 局担当課は、<u>事前確認の申出を受けた場合には、速やかに</u>事前確認審査に着手し、事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある<u>事前確認審査等</u>を行い、的確・迅速な事務処理に努める。また、庁担当課は、必要に応じ事前確認審査に加わる。

なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出法人の協力が不可欠であることから、<u>その旨確認申出法人に対し</u>理解を求める。

(2) 局担当課は、原則として 2-1 及び 2-2 の規定その他の第 2 章及び第 3 章の規定の例により事前確認審査を行う。

なお、事前確認審査は、法人税に関する調査には該当しないことに留意する。

(3) 局担当課は、事前確認審査のため、<u>5-3 に規定する資料</u>以外の資料が必要と 認められる場合には、<u>確認申出法人に</u>その旨を説明し、当該資料の提出を求め る。

なお、事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、<u>当該資料の作成等に</u> 通常要する期間について当該確認申出法人の事情等を勘案した上で合理的と認 められる当該資料の提出期限を設定する。

- (4) 局担当課は、確認申出法人が申し出た<u>独立企業間価格</u>の算定方法等が<u>最も合理的</u>であると認められない場合には、当該確認申出法人に対し、申出の修正を求めることができる。
- (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し事前確認審査の状況等について報告を求める。

(事前確認に係る相互協議)

5 -12

(1) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議<u>の申立てを行っていない場合には、二重課税を回避し、予測可能性を確保する観点から、当該確認</u>申出法人がどのような申出を行うかについて適切に判断できるよう必要な情報

-39 ほか7課共同「相互協議の手続について」(事務運営指針) 6 (相互協議の申立ての手続)に定める「相互協議申立書」を庁相互協議室に提出するよう 勧奨する。

- (2) 局担当課は、法人又は当該国外関連者が外国の税務当局に<u>事前相談に相当する相談又は事前確認の申出に相当する申出</u>を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう<u>勧奨</u>する。
- (3) (削除)

改 正 前

<u>の提供等を行い、当該確認申出法人が相互協議を伴う事前確認を受ける意向で</u> あると確認された場合には、相互協議の申立てを行うよう<u>勧しょう</u>する。

- (2) 局担当課は、法人又は当該国外関連者が外国の税務当局に<u>事前相談又は事前確認の申出</u>を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう<u>勧しょう</u>する。
- (3) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、 確認申出書のほか、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議 の手続について」(事務運営指針)に定める相互協議申立書を提出するよう指導 する。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との協議・連絡)

6 - 13

- (1) 確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、局担当課<u>又は</u> 庁担当課は、必要に応じ、庁相互協議室と協議を行う。
- (2) <u>確認申出法人が事前確認について相互協議を求める</u>場合において、局担当課 は、事前確認審査を<u>了したときは</u>、庁担当課を通じて事前確認の申出に対する 意見を庁相互協議室に連絡する。

また、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果を庁担当課を 通じて局担当課に連絡する。

(局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との<u>連絡・協議</u>)

5-13 確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、局担当課<u>、庁担</u> 当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。

<u>この</u>場合において、局担当課は、事前確認審査を<u>了したときには</u>、庁担当課を 通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に<u>連絡し、庁相互協議室は、</u> 事前確認の申出に係る相互協議の結果について、庁担当課を通じて局担当課に連 絡する。

(事前確認を行うことが適当でない場合)

- <u>6-14</u> 事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、次の(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。
 - (1) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課(相互協議を伴う事 前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。以下(2)において同じ。)と協

(事前確認及び事前確認手続を行うことが適当でない場合)

- <u>5-14</u> 事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、 それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。
 - (1) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課(相互協議を伴う<u>事</u>前確認にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、確認申出法人に対して

議の上、確認申出法人に対して申出の修正等を求め、当該確認申出法人がこれ に応じないときは事前確認できない旨を当該確認申出法人に説明する。

- イ <u>非関連者の間</u>では通常行われない形態の取引を<u>確認対象取引</u>とすること等により、経済上の合理的な理由なく我が国での租税負担が軽減されることとなると認められる場合
- ロ 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該確認申 出法人から協力が得られないことにより、<u>事前確認審査</u>に支障が生じている 場合
- (2) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが 適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、<u>庁担当課</u>と 協議の上、確認申出法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到 来するまでの間、当該事前確認に係る手続を保留する旨を説明する。
 - イ 確認申出法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る<u>国外関連取引と同様の国外関連取引</u>を確認対象とする申出がなされている場合において、当該 更正等に係る不服申立て<u>又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決</u>の確定を待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき
 - ロ 確認申出法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事前確認の申 出及び相互協議の申立てがなされている場合において、当該相互協議の合意 を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められ るとき
 - ハ <u>6-3(1)ト括弧書に定める</u>将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象取引に係る取引実績が得られるのを待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき

改正前

申出の修正等を求め、当該確認申出法人がこれに応じない<u>場合には、</u>事前確認 できない旨を当該確認申出法人に説明する。

なお、事前相談の内容がイに掲げる場合には、相談を行った法人に対し、上 記の内容について説明する。

- イ <u>非関連者間では通常行われない形態の取引を確認対象</u>とすること等により、経済上の合理的な理由なく我が国での租税負担が軽減されることとなると認められる場合
- ロ 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該確認申 出法人から協力が得られないことにより、事前確認に支障が生じている場合
- (2) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが 適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、<u>庁担当課(相</u> 互協議を伴う事前確認にあっては、<u>庁相互協議室を含む。</u>) と協議の上、確認申 出法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到来するまでの間事 前確認手続を保留する旨を説明する。
 - イ 確認申出法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る<u>取引と同様の取引</u>を確認対象とする申出がなされている場合において、当該更正等に係る不服 申立て<u>の裁決若しくは決定又は裁判</u>の確定を待って事前確認審査を行う必要 があると認められるとき。
 - ロ 確認申出法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事前確認の申 出及び相互協議の申立てがなされている場合において、当該相互協議の合意 を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められ るとき。
 - ハ <u>5-3 トかっこ書きに規定する</u>将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象取引に係る取引実績が得られるのを待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき。

改正前

(事前確認審査の結果の通知)

6 - 15

- (1) 局担当課は、<u>相互協議を伴う事前確認の申出</u>につき、庁担当課を通じて庁相 互協議室から相互協議の合意結果について<u>通知</u>を受けた場合には、当該合意結 果に従い、確認申出法人に対し<u>当該申出</u>の修正を求める等所要の処理を行った 上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡す る。
- (2) 局担当課は、<u>相互協議を伴う事前確認の申出</u>につき、庁担当課を通じて庁相 互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の<u>通知</u>を受けた場合には、確 認申出法人から<u>当該申出</u>を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認 を<u>受けるか</u>について意見を聴取し、<u>6-9又は(3)若しくは(4)</u>に定める処理を 速やかに行う。
- (3) 局担当課は、相互協議を伴わない事前確認の申出につき、事前確認審査の結果、確認申出法人が申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められる場合には、確認申出法人の当該申出の内容を確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。
- (4) 局担当課は、事前確認審査の結果、確認申出法人が申し出た国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等が最も適切な方法であると認められない場合又は確認申出法人が6-3(1)に掲げる資料の添付を怠った場合、6-11(3)に定める資料の提出に応じない場合若しくは6-14(1)の定めに基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、当該国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。
- (5) 所轄税務署長は、局担当課から(1)若しくは(3)又は(4)の連絡を受けた場合には、確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書」(別紙

(事前確認審査の結果の通知)

5 -15

- (1) 局担当課は、<u>相互協議の対象となった申出</u>につき、庁担当課を通じて庁相互 協議室から相互協議の合意結果について<u>連絡</u>を受けた場合には、当該合意結果 に従い、確認申出法人に対し<u>申出</u>の修正を求める等所要の処理を行った上で、 当該合意結果に基づき事前確認する旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。
- (2) 局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の<u>連絡</u>を受けた場合には、確認申出法人から<u>申出</u>を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を<u>求めるか</u>について意見を聴取し、<u>5-9 又は 5-15(3)若しくは 5-15(4)</u>に定める処理を速やかに行う。
- (3) 局担当課は、相互協議を求めていない申出につき、事前確認審査の結果、申 出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められる場合に は、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認する旨を速やかに所轄税務署 長に連絡する。
- (4) 局担当課は、事前確認審査の結果、<u>申出に係る</u>独立企業間価格の算定方法等が<u>最も合理的であると</u>認められない場合、確認申出法人が 5-3 に規定する資料の添付を怠った場合、5-11(3)の資料の提出に応じない場合又は 5-14(1)の規定に基づき事前確認できないと判断した場合には、庁担当課(相互協議を伴う事前確認の申出にあっては、庁相互協議室を含む。)と協議の上、<u>当該独立企業間</u>価格の算定方法等を事前確認できない旨を速やかに所轄税務署長に連絡する。
- (5) 所轄税務署長は、局担当課から <u>5-15(1)若しくは 5-15(3)又は 5-15(4)の連絡</u>を受け、確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書(別

74		1.81
改	ıĿ.	後

様式3)又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(別紙様式4)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やかに行う。

改正前

紙様式3)又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」 (別紙様式4)により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を速やか に行う。

(事前確認の効果)

6-16 所轄税務署長は、6-15(5)の取扱いにより事前確認する旨の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)が事前確認を受けた各事業年度(以下「確認事業年度」という。)において、事前確認を受けた国外関連取引(以下「確認取引」という。)について事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。

なお、事前確認する旨の通知があった時に既に経過した確認事業年度がある場合において、当該通知又は局担当課による行政指導により当該確認事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が自主的に提出する修正申告書は、国税通則法第65条第5項(過少申告加算税)に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。

(事前確認の効果)

5-16 所轄税務署長は、5-15(5)の事前確認する旨の通知を受けた法人(以下「確認法人」という。)が事前確認を受けた国外関連取引(以下「確認取引」という。)に係る各事業年度(以下「確認事業年度」という。)において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、当該確認取引は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。

なお、<u>事前確認時</u>に既に経過した<u>確認対象事業年度</u>がある場合において、<u>当該</u> 確認対象事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が 提出する修正申告書は、国税通則法第65条((過少申告加算税))第5項に規定す <u>る</u>「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。

(報告書の提出)

6-17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」(別紙様式8)を提出するよう求める。

なお、<u>当該報告書</u>の提出部数は、調査課所管法人<u>に該当する確認法人にあっ</u> ては1部、調査課所管法人に該当しない確認法人にあっては3部とする。

- (1) 確認法人が<u>確認取引について事前確認</u>の内容に適合した申告を行っていることの説明
- (2) 確認法人及びその国外関連者の確認取引に係る損益の明細並びに当該損益の 額の計算の過程を記載した書類 (事前確認の内容により局担当課が必要と認め る場合に限る。)

(報告書の提出)

5-17 所轄税務署長は、確認法人に対し、確認事業年度の確定申告書の提出期限又は 当該所轄税務署長があらかじめ定める期限までに、次の事項を記載した資料を添 付した「独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書」(別紙様式8)を 提出するよう求める。

なお、<u>報告書</u>の提出部数は、調査課所管法人<u>にあっては、2部、調査課所管法</u> 人以外の法人にあっては、3部とする。

- イ 確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行っていることの説明
- <u>ロ</u> 確認取引に係る確認法人及び<u>当該国外関連者の損益</u>(事前確認の内容により局担当課が必要と認める場合に限る。)

- (3) 事前確認の前提となった重要な事業上又は経済上の諸条件の変動の有無に関する説明
- (4) 確認取引の<u>対価の額</u>が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認法人が行った 6-19(2) に定める対価の額の調整の説明
- (5) 確認法人及び確認取引に係る国外関連者の財務状況
- (6) その他<u>確認事業年度において確認取引について事前確認の内容に適合した申</u> 告が行われているかどうかを検討する上で参考となる事項
 - (注) 当該所轄税務署長があらかじめ定める期限が日曜日、祝日法に規定する 休日その他一般の休日又は国税通則法施行令第2条第2項に規定する日に 当たるときは、これらの日の翌日までに提出するよう求める。

改正前

- <u>へ</u> 事前確認の前提となった重要な事業上又は経済上の諸条件の変動の有無に 関する説明
- 三 確認取引の<u>結果</u>が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認法人が行った 5-19 に規定する価格の調整の説明
- ホ 確認事業年度に係る確認法人及び当該国外関連者の財務状況
- △ その他確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行っているかどうかを 検討する上で参考となる事項

(報告書の取扱い)

6 - 18

- (1) 確認法人から、6-17 に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税 部門又は局調査課は6-5 及び6-6 の取扱いに準じて処理を行う。
- (2) 局担当課は、<u>当該報告書に基づき、確認取引について</u>事前確認の内容に適合 した申告が行われているかどうかを検討する。
- (3) <u>局担当課は、当該報告書</u>の検討において、確認法人に接触する場合には、原 則として、行政指導として行うことに留意し、<u>確認事業年度において確認取引</u> <u>について事前確認の内容に適合した申告が行われておらず</u>、<u>所得の金額</u>が過少 となっていると疑われる場合には、<u>当該確認法人に対して</u>自発的な見直しを要 請した上で必要に応じて修正申告書の自発的な提出を要請する。

確認法人が行政指導に応じない場合には、調査に移行することに留意し、<u>局</u>担当課は国税通則法に<u>規定する</u>調査手続に<u>従って</u>調査を実施する。また、局担当課は、<u>調査の結果、確認事業年度において確認取引について</u>事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、<u>所得の金額</u>が過少となっている事実が判明した場合には、<u>当該確認法人に対し</u>調査の結果<u>を説明した上で</u>修正申告書の提

(報告書の取扱い)

5-18

- (1) 確認法人から、<u>5-17</u>に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税部 門又は局調査課は 5-5 及び 5-6 の規定に準じて処理を行う。
- (2) 局担当課は、報告書等から、事前確認の内容に適合した申告が行われているかどうかを検討する。

報告書等の検討において、確認法人に接触する場合には、原則として、行政 指導として行うことに留意し、<u>事前確認の内容に適合した申告が行われておら</u> <u>ず、所得金額</u>が過少となっていると疑われる場合には、<u>局担当課は、確認法人</u> <u>に対して、</u>自発的な見直しを<u>要請した上で、</u>必要に応じて修正申告書の自発的 な提出を要請する。

確認法人が行政指導に応じない場合には、調査に移行することに留意し、<u>局</u>担当課は、国税通則法に<u>定める</u>調査手続に<u>従って、</u>調査を実施する。また、局担当課は、<u>調査した結果</u>、事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、 所得金額が過少となっている事実が判明した場合には、<u>確認法人に対し、</u>調査 の結果<u>及び</u>修正申告書の提出が必要となる旨を説明する。

出が必要となる旨を説明する。

なお、確認法人に対し<u>調査又は行政指導</u>に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それ ぞれの行為を法令等に基づき適正に行うことに留意する。

(注) 局担当課による行政指導により、<u>当該確認法人が</u>自主的に修正申告書を 提出する場合には、当該修正申告書は、<u>国税通則法第65条第5項に規定する</u>「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない<u>ことに留</u>意する。

(4) 局担当課は、<u>必要に応じ当該報告書</u>の検討結果を庁担当課に報告し、相互協議の合意が成立した<u>事案については</u>庁担当課を通じて検討結果を庁相互協議室に連絡する。

(事前確認に基づく調整等)

6 - 19

- (1) 所轄税務署長は、確認法人が確認取引の対価の額を事前確認の内容に適合した額とするために、確定した決算において行う必要な調整は、移転価格上適正な取引として取り扱う。
- (2) 局担当課は、(1)の調整を行うことができなかった場合における確認法人の確認 認取引の対価の額の調整(以下 6-19 において「補償調整」という。)について、次の処理を行うよう指導する。
 - イ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、<u>確定した決算における確認取引の対価の額が事</u>前確認の内容に<u>適合していないことにより所得の金額</u>が過少となることが判明した場合には、申告調整により<u>当該所得の金額</u>を修正する。

改正前

なお、確認法人に対し<u>行政指導又は調査</u>に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それ ぞれの行為を法令等に基づき適正に行うことに留意する。

(注) 局担当課による行政指導により、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法 人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通 則法第65条((過少申告加算税))第5項に規定する「更正があるべきことを 予知してされたもの」には該当しない。

なお、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するかどうか は、平成12年7月3日付課法2-9ほか3課共同「法人税の過少申告加算税 及び無申告加算税の取扱いについて」(事務運営指針)に基づき判断する。

(3) 局担当課は、<u>必要に応じ、報告書等</u>の検討結果を庁担当課に報告し、相互協議の合意が成立した<u>事案について、</u>庁担当課を通じて検討結果を庁相互協議室に連絡する。

(価格の調整)

<u>5-19</u>

- (1) 所轄税務署長は、確認法人が<u>事前確認の内容に適合した申告を行うために確</u> 定決算において行う必要な調整は、移転価格上適正な取引として取り扱う。
- (2) 局担当課は、<u>確認法人のその事前確認に係る価格</u>の調整(以下<u>「補償調整」</u>という。)について、<u>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理</u>を行うよう指導する。
 - イ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、<u>確定決算</u>が事前確認の内容に<u>適合していないことにより、所得金額</u>が過少となることが判明した場合には、申告調整により<u>所得金額</u>を修正する。

- ロ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、<u>確認取引の対価の額</u>が事 前確認の内容に<u>適合していないことにより所得の金額</u>が過少となっていたこ とが判明した場合には、速やかに修正申告書を提出する。
- ハ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、<u>確定した決算における確認取引の対価の額が</u>相互協議の合意が成立した事前確認の内容に<u>適合していないことにより所得の金額</u>が過大となることが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、申告調整により<u>当該所得の金額</u>を修正することができる。
- 二 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、<u>確認取引の対価の額</u>が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に<u>適合していないことにより所得の金額</u>が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、国税通則法第23条第2項(更正の請求)の規定に基づき更正の請求を行うことができる。

改正前

- ロ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、<u>確定申告</u>が事前確認の内容に<u>適合していないことにより、所得金額</u>が過少となっていたことが判明した場合には、速やかに修正申告書を提出する。
- ハ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告前に、<u>確定決算が</u>相互協議の合意が成立した事前確認の内容に<u>適合していないことにより、所得金額</u>が過大となることが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、申告調整により所得金額を修正することができる。
- 二 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、<u>確定申告</u>が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に<u>適合していないことにより、所得金額</u>が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、国税通則法第23条第2項に基づき更正の請求を行うことができる。

(事前確認の改定)

6-20 確認法人から、確認事業年度のうちのいずれかの事業年度において、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の変更が生じたことにより<u>事前確認の改定</u>の申出がなされた場合には、6-1から 6-19までの取扱いに準じて所要の処理を行う。

(事前確認の改定)

<u>5-20</u> 確認法人から、確認事業年度のうちのいずれかの事業年度において、事前確認 を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の 変更が生じたことにより<u>改定</u>の申出がなされた場合には、<u>5-1 から 5-19 までの</u> 規定に準じて所要の処理を行う。

(事前確認の取消し)

6 - 21

- (1) 局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には、それぞれの事実の発生した事業年度以後の確認事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。以下6-21 において同じ。)について、二に該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。
 - イ 確認法人が6-20に定める事情の変更が生じたにもかかわらず事前確認の

(事前確認の取消し)

<u>5-21</u>

- (1) 局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には<u>当該事実の</u>発生した事業年度<u>以後の事業年度</u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、<u>当該連結事業年度</u>)について、ニに該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。
 - イ 確認法人が 5-20 に規定する事情が生じたにもかかわらず事前確認の改定

改定の申出を行わなかった場合

- ロ 確認法人が<u>確認取引について事前確認</u>の内容に適合した申告を行わなかった場合
- ハ 確認法人が6-17に定める報告書を提出しなかった場合又は<u>当該報告書</u>に 重大な誤りがあった場合
- ニ 事前確認の基礎とした事実関係が真実でない場合又は<u>事前確認の申出</u>の内 容に重大な誤りがあった場合
- (2) (1)の取消しの連絡を行う場合、局担当課は必要に応じ庁担当課と協議を行う。
- (3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を所轄税務署長に連絡する。
- (4) 所轄税務署長は、局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、 確認法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(別紙様式 5) により事前確認を取り消す旨の通知を行う。

(事前確認の更新)

<u>**6-22</u>** 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、 $\underline{6-1}$ から $\underline{6-21}$ までの取扱いに準じて所要の処理を行う。</u>

(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)

6-23 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度を含む。以下6-23 において同じ。)に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申立てを伴うものであって、当該申出に係る独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も適切な方法であると認められるときは、6

改正前

の申出を行わなかった場合

- ロ 確認法人が事前確認の内容に適合した申告を行わなかった場合
- ハ 確認法人が<u>5-17に規定する</u>報告書を提出しなかった場合又は<u>報告書</u>に重大 な誤りがあった場合
- ニ 事前確認の基礎とした事実関係が真実でない場合又は<u>申出</u>の内容に重大な 誤りがあった場合
- (2) (1)の取消しの連絡を行う場合、局担当課は必要に応じ庁担当課と協議を行う。
- (3) 相互協議の合意が成立した事前確認について(1)の取消事由が生じている場合には、局担当課は、庁担当課を通じ、庁相互協議室と協議し、当該事前確認につき事前確認を取り消す旨の相互協議の合意を受け、その旨を所轄税務署長に連絡する。
- (4) 所轄税務署長は、局担当課からの連絡を受け事前確認を取り消す場合には、 確認法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(別紙様式 5) により事前確認を取り消す旨の通知を行う。

(事前確認の更新)

<u>5-22</u> 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、<u>5-1 から 5-21 まで</u>の規定に準じて所要の処理を行う。

(確認対象事業年度前の各事業年度への準用)

5-23 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下5-23において同じ。)に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときは、5-15、5-16、5-19及び5-21の規定に準じ

改 正 後	改 正 前
<u>-15、6-16、6-19及び6-21の取扱い</u> に準じて所要の処理を行う。	て所要の処理を行う。
(削除)	(本支店間取引への準用) 5-24 法施行令第 176 条第1項第7号に掲げる事業を行う法人の我が国に所在する 支店と当該法人の国外にある本店又は支店との間の取引について、当該本店が所 在する国の税務当局から事前確認に類する申出に係る相互協議の申入れがあり、 かつ、当該我が国に所在する支店が事前確認の申出に準じた申出を行う場合に は、5-1 から 5-23 までの規定に準じて所要の処理を行う。

(法人が連結グループに加入等した場合の取扱い)

6 - 24

- (1) 確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入等法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結 親法人の納税地の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の 事前確認の継続届出書」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。
 - なお、<u>当該届出書</u>の提出部数は、調査課所管法人<u>に該当する連結親法人にあっては1</u>部(当該連結親法人が相互協議を求めている<u>場合には2</u>部)、<u>調査課所</u>管法人に該当しない連結親法人にあっては3部(当該連結親法人が相互協議を求めている場合には4部)とする。
- (2) (1)の連結親法人からその納税地の<u>所轄税務署長に対し</u>(1)に定める届出書の 提出があった場合は、6-5及び6-6の取扱いに準じて処理を行う。この場 合において、(1)の連結加入等法人が連結子法人であるときは、当該所轄税務署 長は、当該届出書の写しを<u>その連結子法人の</u>本店又は主たる事務所の所在地の 所轄税務署長に<u>送付する。</u>
- (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入 等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務 署長に対し、連結指針6-2 (事前確認の申出)に定める事前確認の申出がな

(法人が連結グループに加入等した場合の取扱い)

5 -25

- (1) 確認申出法人が連結法人となった場合で、その法人(以下「連結加入等法人」という。)が引き続き事前確認の申出を行うときは、連結加入等法人に係る連結 親法人の納税地の所轄税務署長は、当該連結親法人に対し、「連結加入等法人の 事前確認の継続届出書」(別紙様式6)を速やかに提出するよう求める。
 - なお、<u>届出書</u>の提出部数は、調査課所管法人<u>にあっては、2</u>部(当該連結親法人が相互協議を求めている<u>場合には、3</u>部)、<u>調査課所管法人以外の連結法人にあっては、</u>3部(当該連結親法人が相互協議を求めている<u>場合には、</u>4部)とする。
- (2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入等法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は5-5及び5-6の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書1部を庁相互協議室に回付する。
- (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入 等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務 署長に対し、連結指針 5-2 に規定する事前確認の申出がなされたものとして、

改 正 後	改 正 前
されたものとして、 <u>同指針の取扱い</u> を適用する。	<u>その後については連結指針 5-1 から 5-25 までの規定</u> を適用する。
(経過的取扱い・・・改正事務運営指針の適用時期)	(新設)
この事務運営指針による改正前又は改正後の事務運営指針の適用に関し、次に掲げ	
<u>る事項については、それぞれ次による。</u>	
(1) この事務運営指針による改正後の2-1、2-2及び2-3の取扱いは、平	
成 28 年 4 月 1 日以後に開始する最終親会計年度(措置法第 66 条の 4 の 4 第 4	
項第7号に規定する最終親会計年度をいう。) について適用する。	
(2) この事務運営指針による改正後の2-4、3-4、3-5及び3-18の取扱	
い並びにこれらの改正に伴う別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例	
集」の変更部分は、法人の平成29年4月1日以後に開始する事業年度分の法人	
税について適用し、法人の同日より前に開始した事業年度分の法人税について	
は、なお従前の例による。	

様式1		探犬 1
国外移転 所 受付印	f 得金額の返還に関する届出書	国外移転所得金額の返還に関する届出書
71717	中盤 理 番 号 中連結グループ繁理番号	- 中整 理 番 号 ※連結パルフ整理番号
提出法		提出は人 (フリガナ)
平成 年 月 日	法 人 名	平成 年 月 日 本
連り結		連 単 結 体 機 地 電話() - 電話() -
国 税 局 長 織 人	(フリガナ)	国税局長 殿
<u>税務署長</u>	代表者氏名	税務署長 代表者氏名 印
	移転所得金額の返還を受けることとしますので <u>届け出ます</u> 。	次のとおり国外間連者から国外移転所得金額の返還を受けることとしますので <u>届出ます</u> 。
(フリガナ) (スリガナ) 法人 法人 人 本店又は主た 本店又は主た 事務所の所在 (フリガナ) 代表 者 氏 表 者 氏	電話() - 署)	連結子法人 (フリガナ) 法人名 本店文は主たる事務所の所住地 電話() ー 人である場合に限り記載) (フリガナ) (大表任名
国外関連者名	所 在 地	国外関連者名 所在地
返還予定日返還	額 返 還 予 定 日 返 還 額	返還予定日返 選 網返還予定日返 遵
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日 () 平成 年 月 日
平成 年 月 日) 平成年月日 円	平成年月日() 平成年月日()
返 還 方 法		返 選 方 法
発生(連結) 事業年度年月期年月期	年 月期 年 月期 年 月期 午 月期 合 計	 を 生 (連 結) 事
国外移転所得金额 四 中	P1 P1 P1 P1 P1	国外移転所得金額 円 円 円 円 円
独立企業間価格の 算 定 方 法		独立企業間価格の 算 定 方 法
その他の特記事項		そ の 他 の 特 記 事 項
税理士署名押印	FID	模類士署名押印印
(注)各欄に記載できない場合には、適宜の用	状記載して添付してください。 	(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して下さい。※ 50 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税特別措置法第66条の4又は第68条の88に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額(以下「国外移転所得金額」といいます。)の全部又は一部を租税特別措置法関係通達(法人税編)66の4(9)-2又は同通達(連結納税編)68の88(9)-2に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、提出法人が調査課所管法人<u>に該当する場合には2部</u>をその納税地の所轄国税 局長に提出してください。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人(単体法人)がその国外関連者に係る ものの届出を行う場合は「□ 単体法人」にレ印を付した上、その法人(単体法人) に係る事項を記載してください。

また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結 子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「□ 連結親法人」にレ印を付 した上、その連結親法人に係る事項を記載してください。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合に のみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結 子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名 称等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
- (3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日 を記載してください。

なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載して<u>くだ</u>さい。

- (4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける 金額が外貨である場合は、その外貨による金額を搭弧内に併せて記載してください。
- (5) 「発生(連結)事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、事業年度又は連結 事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載してください。
- (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は 第68条の88第2項に<u>掲げる</u>独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれか の算定方法の名称を記載して<u>ください</u>。
- (7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士 が署名押印してください。

国外移転所得金額の返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税特別措置法第66条の4又は第68条の88に規定する国外関連取引の対価の額とその国外関連取引に係る独立企業間価格との差額(以下「国外移転所得金額」といいます。)の全部又は一部を租税特別措置法関係通達(法人税編)66の4(9)-2又は同通達(連結納税編)68の88(9)-2に基づきその国外関連者から返還を受けることとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、正本及び副本2部の計3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、 連結子法人の国外関連者に係るものの届出である場合には、当該連結子法人の連結親 法人がその納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

なお、提出法人が調査課所管法人<u>である場合には、正本及び副本の計2部</u>をその納税地の所轄国税局長に提出して<u>下さい</u>。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「提出法人」欄には、連結申告法人以外の法人(単体法人)がその国外関連者に係るものの届出を行う場合は「□ 単体法人」にレ印を付した上、その法人(単体法人)に係る事項を記載して下さい。

また、連結親法人が自己の国外関連者に係るものの届出を行う場合又はその連結 子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合は「□ 連結親法人」にレ印を付 した上、その連結親法人に関する事項を記載して下さい。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連者に係るものの届出を行う場合にの み記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法 人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、国外関連者の名称等、 当該連結子法人に関する事項を記載して下さい。
- (3) 「返還予定日」欄には、国外関連者から国外移転所得金額の返還を受ける予定日を 記載して下さい。

なお、返還を受ける予定日が複数ある場合には、その予定日ごとに記載して<u>下さ</u>い。

- (4) 「返還額」欄には、返還を受ける金額を円貨で記載しますが、その返還を受ける金額が外貨である場合は、その外貨による金額をかっこ内に併せて記載して下さい。
- (5) 「発生(連結)事業年度」及び「国外移転所得金額」欄には、事業年度又は連結事業年度ごとにその国外移転所得金額を記載して下さい。
- (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の8第2項に<u>規定する</u>独立企業間価格の算定方法のうち、採用したいずれかの算定方法の名称を記載して下さい。
- (7) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が 署名押印して<u>下さい</u>。

改 正 後	改正前
(フリガナ) 独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書 ※整理番号 ※運動ダループ類理器等	(フリガナ) 独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書 受付印 ※整理 番号 安選書がいて数理番号
平成 年 月 日	申出法人 法 人 名 □□ # # # # # # # # # # # # # # # # # #
税 署 長 事 業 種 日 資本金 百万円 租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に <u>掲げる</u> 独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。 申出の後、添付した資料のほかに審査のために必要な資料の提出を求められた場合には、速やかに提出します。	事業 報日 資本金 百万 租税特別措置法第66条の4第2項に定める独立企業開催権の算定方法。 その具体的内容管について、次のとおり確認を受けたいので申出をします。 中田の後、添けした資料のほかに必要な資料の提出を求められた場合には、連やかに提出します。
(フリガナ) ib 法 人 名 ib 法 英 本店又は主た 〒	(フリガナ)
事業種目 資本金 百万円 国名 称 外本店又は主たる事務所の所在地 選 代表者氏名 本業種目 平成年月日 平成年月日	# 変 種 目
 確認対象(連結)事業年度 企業別額 企業関価格の算定方法 相互協議の希望の有無 有・無 相手国名 確認対象(連結)事業年度前の各(連結)事業年度前の各(連結)事業年度の適用の希望の有無 (連結)事業年度の連用の希望の有無 (連結)事業年度 中成年月日 平成年月日 平成年月日 平成年月日 	 確認対象(連結)事業年度 自 (連結)事業年度 平成 年 月 日 (連結)事業年度 産 平成 年 月 日 産 銀 対 象 国 外 関 連 取 引 独 立 企 業間 価格の 算 定 方 法 相 互 協 議 の 希 望 の 有 無 有 ・ 無 相 手 国 名 (連結)事業年度前の各(進 者)事業年度のの適用の希望の有無 有 ・ 無 (連結)事業年度 への適用の希望の有無 (連結)事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 (その他特記事項)
(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。 ※ 税 務 署 処 理 欄 部門 決算期 整理番号 整理簿 備考	(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して <u>下さい。</u> ※ 税 務 署 処 理 欄

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領

- 1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容の確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、3部(相互協議を求める場合には4部)を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出して<u>ください。事前確認を受けようとする国外関連取引</u>(以下「確認対象取引」といいます。)に係る連結子法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国又は地域が異なる場合には、その連結子法人ごと、その国外関連者の所在する国又は地域ごとに提出してください。

なお、申出法人が調査課所管法人に該当する場合には<u>1部(相互協議を求める場合には2</u>部)をその納税地の所轄国税局長に提出して<u>ください</u>。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「申出法人」欄には、連結法人以外の法人(単体法人)がその国外関連取引に係る申出を 行う場合には「□ 単体法人」にレ印を付した上、当該法人(単体法人)に関する事項を記 載してください。

また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外 関連取引に係る申出を行う場合には「□ 連結親法人」にレ印を付した上、<u>当該連結親法人</u> に関する事項を記載して<u>ください</u>。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る申出である場合にのみ記載し、 それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店 又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に関する事項を記載してくだ さい。
- (3) 「申出法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
- (4) 「確認対象(連結)事業年度」欄には、事前確認を受けようとする事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (5) 「確認対象取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金その他事前確認を受けようとする国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を記載してください。
- (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法<u>第66条の4第2項各号</u>又は第68条 の88第2項各号に<u>掲げる算定方法</u>のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を 記載してください。
- (7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。
- 4 この申出書には、平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要額の制定について」(事務運営指針)の6-3 (資料の添付)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要額の制定について」(事務運営指針)の6-3 (資料の添付)に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付してください。

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出書の記載要領

- 1 この申出書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出をする場合に使用します。
- 2 この申出書は、正本及び副本2郎(相互協議を求める場合には、副本3部)を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る申出については、当該連結子法人の運結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出して下さい。確認の対象となる取引(以下「確認対象取引」といいます。)に係る連結予法人が複数ある場合や国外関連者が複数でその所在する国が異なる場合には、その連結予法人ごと、その国ごとに提出して下さい。

なお、申出法人が調査課所管法人である場合には、<u>正本及び副本1部(相互協議を求める場合には、副本2部)</u>をその 納税地の所轄国税局長に提出して下さい。

- 3 各種の記載は、次によります。
- (1)「中出法人」欄には、<u>連結中告法人</u>以外の法人(単体法人)がその個外間連取引に係る申出を行う場合には「ロー単体法人」にレ印を付した上、<u>その法人</u>(単体法人)に関する事項を記載して下さい。

また、連結報法人が自己の国外関連取引に係る申出を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る申出を行う場合には「□ 連結報法人」にレ印を付した上、<u>その連結報法人</u>に関する事項を記載して<u>下さい</u>。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の個外間連取引に係る申出である場合にのみ記載し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名、個外関連者の名称等、当該連結子法人に関する事項を記載して下去い。
- (3) 申出法人、連結子法人又は國外関連者の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が 複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載して下さい。
- (4) 「確認対象(連結)事業年度」欄には、確認の対象とすべき事業年度又は連結事業年度を記載して下さい。
- (5) 「確認対象個外間部取引」欄には、棚卸資産の売買、收務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、貸付金 その他確認を受けようとする取引の種類及び取引対象品目、投稿の内容、貸付金の内容等を記載して下さい。
- (6) 「独立企業開価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に<u>規定する独立企業</u> 関価格の算定方法のうち、採用しようとするいずれかの算定方法の名称を記載して下さい。
- (7) 「税理士署名押印」欄には、この申出書を模理士が作成した場合は、その模理士が署名押印して下さい。
- 4 この申出書には、次に掲げる資料のほか、確認にあたり必要と認められる資料を必ず添付して下さい。
- (1) 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要
- (2) 確認を求めようとする独立企業開価格の算定方法等及びそれが最も合理的であることの説明
- (3) 確認を行い、かつ、確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件
- (4) 強認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細
- (5) 遊査対象法人(事前確認の対象となる取引を行う法人をいいます。以下同じ。)とその国外関連者との間の直接者しくは間接の資本関係又は実質的支配関係。
- (6) 確認対象取引において審査対象法人及びその国外間連者が果たす機能
- (2) 遊査対象法人及びその国外関連者の過去3事業年度分(又は連結事業年度分)の常業及び経理の状況その他事業の内 容に関する資料(確認対象取引が新規事業又は新規製品に係るものであり、過去3事業年度分(又は連結事業年度分)の資料を提出できない場合には、将来の事業計劃、事業年期の資料等これに代替するもの)。
- (8) 国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要 及び過去の課税状況
- (9) 申出に係る独立企業関価格の算定方法等を確認対象(連結)事業年度能3 (連結)事業年度に適用した場合の結果等、 申し出た独立企業関価格の算定方法等を具体的に設明するために必要な資料

	改 正 前
様式3 第 号 平成 年 月 日 (校表者氏名) (教者氏名) (教者氏名) (教者氏名) (教者氏名) (教者氏名) (教者氏名) (教育 署 長 (教育 第 表) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (様式3 第 平成 年 月 納 税 地 法 人 名 代表者名 殿 国 税 局 長 税 務 署 長 独立企業間価格の算定方法等の確認通知書 (通知) 貴法人から平成 年 月 日付で確認の申出のあった下記の法人に係る独立企業間価格の算定方法等については、下記の事業年度分及び連結事業年度分について申出のとおり確認したので通知します。
なお、木件郷総に係る報告書については、 郷総事業中度の各事業中度又は雑総連結事業年度の各連結事業年度終了の日から カ月以内に提出して <u>ください</u> 。	なお、本件確認に係る報告書については、確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の日から カ月以内に提出して <u>下さい</u> 。
記 1 確認対象取引を行う法人 本店又は主たる 事務所の所在地	記 確認対象取引を行う法人
1 確認対象取引を行う法人	

改 正 後 改 正 前

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

1 使用目的

「独立企業問価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった 独立企業問価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項	内内	容
国税局士税務署士	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又に 「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	
本	には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は 引を行う法人が連結子法人でない 「事業年度分及び連結事業年」 「事業年度及び」又は「及び連結 抹消する。	度分」の箇所は、必要に応じ、 「事業年度」のいずれかの文字を は確認連結事業年度の各連結事 の箇所は、空白部分に(連結) 2務署長が定めた提出期限を記載 認事業年度の各事業年度又は」
確認対象取引を行う法力	合に当該連結子法人に関する事項を	
確認事業年息 及び確認連維 事業年息	なお、確認事業年度又は確認連 各連結事業年度について確認を行	は結事業年度前の各事業年度又は すう場合には、当該各事業年度又

独立企業間価格の算定方法等の確認通知書

1 使用目的

「独立企業問価格の算定方法等の確認通知書」(様式3)は、法人から申出のあった 独立企業問価格の算定方法等の確認に関する申出について確認を行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容	
国税局長税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は 「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。	
本 文	「貴法人から」の文字は、申出法人と確認通知法人が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる <u>取引</u> を行う法人が連結子法人でない場合は抹消する。 「事業年度分及び連結事業年度分」の箇所は、必要に応じ、「事業年度及び」又は「及び連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。 「確認事業年度の各事業年度又は確認連結事業年度の各連結事業年度終了の目から カ月以内」の箇所は、空白部分に(連結)確員申告書の提出期限又は所轄稅務署長が定めた提出期限を記載するとともに、必要に応じ、「確認事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度の各事業年度又は」又は「又は確認連結事業年度の各連結事業年度」のいずれかの文字を抹消する。	
確認対象取 引を行う法 人	独立企業問価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が 連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。	
確認事業年 度及び確認 連結事業年 度	なお、確認事業年度又は確認連結事業年度前の各事業年度又は名	

改 正 後	改 正 前
## 後 正 後 第 サ マ	改 正 前 様式4 「

改 正 後 改 正 前

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

1 使用目的

「独立企業問価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(様式4)は、法人から申出のあった独立企業問価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない 旨を通知する場合に使用する。

2 記載要領

項	内	容
国税局出税務署出		定するとともに「国税局長」又は 末消する。
本	には抹消する。	出法人と <u>通知先法人</u> が異なる場合 は、確認の対象となる <u>国外関連取</u> 場合は抹消する。
確認対象取引を行う法力	合に当該連結子法人に関する事項を	
理	確認できない理由を簡潔具体的 国外関連取引に係る独立企業関価 法であると認められないため確認 る。	

独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」(様式4)は、法人から申出のあった独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出について確認できない旨を通知する場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
国税局長税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は 「税務署長」のいずれかの文字を抹消する。
本 文	「貴法人から」の文字は、申出法人と <u>確認ができない旨の通知を 行う法人</u> が異なる場合には抹消する。 「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる <u>取引</u> を行う法 人が連結子法人でない場合は抹消する。
確認対象取 引を行う法 人	独立企業問価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が 連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理由	確認できない理由を循深具体的に、例えば、「貴法人の <u>申出内容では最も合理的な独立企業間価格を算定することが</u> できません。」等のように記載する。

改 正 後	改 正 前	
放 上 後 一	(株式 5	

改 正 後 改 正 前

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業問価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、<u>独立企業問価格の算定方法等の確認</u>について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項	Н	内	容
国税局税務署	~~	通知先法人に応じ、発信者を 「税務署長」の <u>いずれかの文字</u> を	寺定するとともに「国税局長」又は ・抹消する。
本	文	<u>引</u> を行う法人が連結子法人でな 「平成 年 月 日終了(連	結) 事業年度以降の(連結) 事業 は連結事業年度の区分に応じ、補
確認対象取 を 行 う 法		確認の対象となる国外関連取ら 合に当該連結子法人に関する事項 それ以外の場合は当該欄を抹消	
平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格・ 要額の制定について」(事務運営指針) 6-21(1) (事前8 消し)又は平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「3 に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営 -21(1)(事前確認の取消し)に定める取消しの理由を記載		営指針)6-21(1) (事前確認の取 起調7-4ほか3課共同「連結法人 制定について」(事務運営指針)6	

独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書

1 使用目的

「独立企業間価格の算定方法等の確認取消通知書」(様式5)は、<u>確認を行った独立</u> 企業間価格の算定方法等について取消しを行う場合に使用する。

2 記載要領

項目	內容
国税局長 税務署長	通知先法人に応じ、発信者を特定するとともに「国税局長」又は 「税務署長」の <u>文字のいずれか</u> を抹消する。
本 文	「下記の法人に係る」の文字は、確認の対象となる <u>取引</u> を行う法 人が連結子法人でない場合は抹消する。 「平成 年 月 日終了(連結)事業年度以降の(連結)事業年 度分」の簡所は、事業年度又は連結事業年度の区分に応じ、補正す るとともに、その終了の日を記載する。
確認対象取 引を行う法 人	独立企業問価格の算定方法等の確認の対象となる取引を行う法人が 連結子法人である場合に当該連結子法人に関する事項を記載する。 それ以外の場合は当該欄を抹消する。
理 由	平成13年6月1日付「移転価格事務運営要額」5-21(1)又は 平成17年4月28日付「連結法人に係る移転価格事務運営要額」5 -21(1)に規定する取消理由を記載する。

□ 連 結 加 入 等 法 人 の事 前 確 認 の継 続 届 出 書 □ 連 結 雕 脱 等 法 人 の事 前 確 認 の継 続 届 出 書	^{様式6} □ 連 結 加 入 等 法 人 の事 前 確 認 の継 続 届 出 書
受付印 参数 理 番 号	連結離脱等法人の事前確認の継続届出書 受付印 海整理
(フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (フリガナ) (カーロー 1	上
当初の事前確認の申出日 平成年月日 この届出の提出前の確認対象(連結)事業年度 平成年月日 本成年月日 平成年月日 (連結)事業年度 平成年月日 (連結)事業年度 平成年月日 中成年月日 中成年月日 中成年月日 中成年月日 中成年月日 中成年月日 (単体事業年度) 中成年月日 中成年月日 中成年月日 (単体事業年度) 中成年月日 中成年月日 中成年月日	この届出の権出前の確認対象(連 論)事業年度 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
税 理 士 署 名 押 印 印 (注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。 密 税 務 署 処 理 欄 部門 決算期 <u>変種番号</u> 整理簿 備考	税 理 士 署 名 押 印 印 (注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付して下さい。 ※ 税 務 署 処 理 欄 部門 次算期 ※ 整理庫 編考

連結加入等法人の事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書 の記載要領

1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の<u>確認の申出</u>(以下「事前確認 の申出」といいます。)を行った後、その<u>確認を受けようとする国外関連取引</u>(以下 「確認対象取引」といいます。)を行う法人(以下「審査対象法人」といいます。) の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人であ る審査対象法人が<u>連結法人</u>以外の法人(単体法人)となった場合、③連結法人である 審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続 きその事前確認の申出を行うときに使用します。

表題の口には、その区分に応じ、レ印を付して<u>ください</u>(③の場合は、表題の口の 双方にレ印を付してください。)。

2 この届出書は、<u>3部(相互協議を求める場合には4部)</u>を、<u>1①及び③の場合</u>はそ の連結親法人の納税地の所轄税務署長に、<u>1②の場合</u>はその審査対象法人の納税地の 所轄税務署長に提出してください。

なお、届出法人が調査課所管法人<u>に該当する場合には1部(相互協議を求める場合には2部)</u>をその納税地の所轄国税局長に提出して<u>ください</u>。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「届出法人」欄には、1①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人(1③の場合は、新たな連結親法人)に関する事項を記載してください。また、1②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人(単体法人)に関する事項を記載してください。
- (2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載してください。
- (3) 「届出法人」、「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」又は「国外関連者」欄中 の各「事業種目」欄には、<u>それぞれの者が</u>営む事業の種目を記載し、<u>一の者が複数</u> の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
- (4) 「□ 旧申出法人 □ 審査対象法人」欄には、1①の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人(審査対象法人)に関する事項を、1②の場合は「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人(連結親法人)に関する事項を記載して<u>ください。また、1③の場合は「□ 審査対象法人」及び</u>「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、「□ 旧申出法人」及び「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付してください。
- (5) 「当初の事前確認の申出日」欄には、審査対象法人の納税方式に異動が生じる前 に行った当初の事前確認の申出日を記載してください。
- (6) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」 欄には、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を<u>連結事業年度、事業年</u> 度の別に区分して記載してください。

連結加入等法人の事前確認の継続届出書 連結離脱等法人の事前確認の継続届出書 の記載要領

1 この届出書は、法人が独立企業間価格の算定方法等の確認に関する申出(以下「事前確認の申出」といいます。)を行った後、その確認の対象となる取引(以下「確認対象取引」といいます。)を行う法人(以下「審査対象法人」といいます。)の納税方式に異動が生じ、①審査対象法人が連結法人となった場合、②連結法人である審査対象法人が連結申告法人以外の法人(単体法人)となった場合、③連結法人である審査対象法人が他の連結グループの連結法人となった場合で、これらの法人が引き続きその事前確認の申出を行うときに使用します。

表題の \square には、その区分に応じ、レ印を付して $\underline{\text{Fig}}$ (②の場合は、表題の \square の双方にレ印を付して下さい。)。

2 この届出書は、正本及び副本2部(相互協議を求める場合には、副本3部)を、① 及び③の場合はその連結親法人の納税地の所轄税務署長に、②の場合はその審査対象 法人の納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

なお、届出法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本1部(相互協議を 求める場合には、副本2部)をその納税地の所轄国税局長に提出して下さい。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「届出法人」欄には、①及び③の場合は「□ 連結親法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその連結親法人(③の場合は、新たな連結親法人)に関する事項を記載して下さい。また、②の場合は「□ 単体法人」にレ印を付すとともに、「法人名」等の各欄にはその審査対象法人(単体法人)に関する事項を記記して下さい。
- (2) 「責任者氏名」欄には、この申出に係る責任者の氏名を記載して下さい。
- (3) 「事業種目」欄には、審査対象法人又は国外関連者が営む事業の種目を記載し、 複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載して下さい。
- (4) 「<u>旧申出法人又は審査法人</u>」欄には、<u>①の場合は「旧申出法人」を選択した上</u>、「□ 単体法人」にレ印を付し、当初申出を行った法人(審査対象法人)に関する事項を、<u>②の場合は「旧申出法人」を選択した上</u>、「□ 連結法人」にレ印を付し、当初申出を行った連結法人(連結親法人)に関する事項を記載して<u>下さい</u>。また、
 <u>③の場合は「審査法人」を選択した上</u>、「□ 連結法人」にレ印を付し、その連結法人である審査対象法人に関する事項を記載するとともに、本様式の本欄のみを別途用いて、<u>「旧申出法人」を選択した上</u>、「□ 連結法人」にレ印を付し、当該審査対象法人の直前の連結親法人に関する事項を記載したものを添付して<u>下さい</u>。
- (5) 「この届出により変更となる確認対象連結事業年度・確認対象事業年度の内訳」 欄には、この届出による変更後の確認対象取引に係る期間を<u>事業年度、連結事業年</u> 度の別に区分して記載して下さい。

改 正 後	改 正 前
様式7	様式7
平成 年 月 日 世 株田法人	平成 年 月 日
税 客 署 長 代 表 者 氏 名 自 次のとおり対応的調整に伴い減額される所得金額のうち国外関連者に返還することとした金額を届け出ます。 (フリガナ) 連結子法人 (届出の対象が連結子 法人である場合に限 り記載) (税務署長 代表者氏名 次のとおり対応的調整に作い減額される所得金額のうち関外関連者に返還することとした金額を届け出ます。 連結子法人 (届出の対象が連結子 法人である場合に限り金額) (フリガナ) 後方の所在地 (フリガナ) 電話() (局 署) (フリガナ) (フリガナ) 電話()
国 外 関 連 者 名	(大妻者氏名
返避予定日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 合計 返 選 額	返還予定日 年月日 年月日 年月日 年月日 年月日 6 計 返 選 額 () () () () () () () 四 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
特 記 事 項 税理士署名押印	そ の 他 の 特 記 事 項 校理士署名押印

対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税条約実施特例法第7条第1項に規定する更正により減額される 所得金額(以下「対応的調整金額」といいます。)の全部又は一部を<u>同条第3項</u>の規定 に基づき国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の<u>国外関連者に係る</u>届出である場合には、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、提出法人が調査課所管法人<u>に該当する場合には2部</u>をその納税地の所轄国税 局長に提出してください。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「提出法人」欄には、連結法人以外の法人(単体法人)がその国外関連者に係る 届出を行う場合は「□ 単体法人」にレ印を付した上、その法人(単体法人)に 係る事項を記載してください。

また、連結親法人が自己の<u>国外関連者に係る</u>届出を行う場合又はその連結子法 人の<u>国外関連者に係る</u>届出を行う場合は「□ 連結親法人」にレ印を付した上、 その連結親法人に<u>係る</u>事項を記載してください。

- (2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の<u>国外関連者に係る</u>届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に係る事項を記載してください。
- (3) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象(連結)事業年度」ごとにその 対応的調整金額を円貨で記載してください。

なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を<u>括弧内</u> に併せて記載してください。

(4) 「返還予定日」欄には、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載してください。

なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載して ください。

(5) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象(連結)事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額(上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。)を「返還予定日」ごとに円貨で記載してください。

なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額 を括弧内に併せて記載して<u>ください</u>。

(6) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印してください。

対応的調整に伴う返還に関する届出書の記載要領

- 1 この届出書は、租税条約実施特例法第7条第1項に規定する更正により減額される 所得金額(以下「対応的調整金額」といいます。)の全部又は一部を<u>同条第2項</u>の規定 に基づきその国外関連者に対して返還することとした場合に使用します。
- 2 この届出書は、正本及び副本2部の計3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、 連結子法人の国外関連者に対するものの届出である場合には、当該連結子法人の連結 親法人がその納税地の所轄税務署長に提出して下さい。

なお、提出法人が調査課所管法人である場合には、正本及び副本の計2部をその納 税地の所轄国税局長に提出して下さい。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「提出法人」欄には、連結申告法人以外の法人(単体法人)がその国外関連者に 対するものの届出を行う場合は「□ 単体法人」にレ印を付した上、その法人(単体法人)に係る事項を記載して下さい。

また、連結親法人が自己の<u>国外関連者に対するものの</u>届出を行う場合又はその 連結子法人の<u>国外関連者に対するものの</u>届出を行う場合は「□ 連結親法人」に レ印を付した上、その連結親法人に関する事項を記載して下さい。

- (2) 「連結子法人」欄は、連結子法人の国外関連者に対するものの届出を行う場合にのみ記載を要し、それ以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、その連結子法人の名称、その本店又は主たる事務所の所在地、代表者氏名等の当該連結子法人に関する事項を記載して下さい。
- (3) 「対応的調整金額」欄には、「対応的調整の対象 (連結) 事業年度」ごとにその 対応的調整金額を円貨で記載して下さい。

なお、その対応的調整金額が外貨である場合は、その外貨による金額を<u>かっこ</u> 内に併せて記載して<u>下さい</u>。

(4) 「返還予定日」欄には、対応的調整金額の全部又は一部を国外関連者に対して返還する予定の日を記載して下さい。

なお、届出日までに返還した金額がある場合には、その返還した日を記載して 下さい。

(5) 「返還額」欄には、「対応的調整の対象(連結)事業年度」ごとの対応的調整金額のうち返還することとした金額(上記(4)の届出日までに返還した金額を含みます。)を「返還予定日」ごとに円貨で記載して下さい。

なお、その返還することとした金額が外貨である場合は、その外貨による金額をかっこ内に併せて記載して下さい。

(6) 「税理士署名押印」欄には、この届出書を税理士が作成した場合は、その税理士が署名押印して下さい。

^{熊式 8} 独立企業間価格の算り	定方法等の確認に	関する報告書		様式8 独立企業 受付印	間価格の	算定方法		に関	する報	· 告書
受付印 ※整 理 番 号 ※連結グループ整理番号 (フリガナ)				章 整 理 番 号						
確認法人 法 平成 年 月 日	人 名 〒 税 地			平成 年 月 日	雜認法人 □ □ 連 単	法 人 名	電話 () -			
被 能 能 法 法	電話() - (フリガナ) 代表者氏名 印	-	国税局長 殿	结 被 法 人	(フリガナ) 代表者氏名 (フリガナ)	PL PL				
税務署長	任者氏名業種目	資本金 百万円		税務署長 ***		責任者氏名 事 業 種 目		10	資本金	百万円
租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2 次のとおり申告が行われていることを報告します。	項に <u>掲げる</u> 独立企業間価格の算定力	方法及びその具体的内容について、		租税特別措置法第66条の4第 車前確認の内容に適合した申告 (フリガナ)	2項又は第68条が が行われているこ	088第2項に <u>定める</u> 独 ことを <u>次のとおり報告</u>	立企業開価格の算します。	_	F	的内容等について、
(フリガナ) 確認 法 人 名		※ 整理番号 税 部 門	1	強認の対対	F	. (局 署)	※ 税	整理番号	
速 が 対象 本店又は主たる 帯務所の所在地 電	話 () -	務 洪 算 期		発射 本店又は主たる事 結が 接所の所在地 子名 (フリガナ)		電話() -	署処	決算期 業種番号	
子結子 (フリガナ) 大表者氏名 (フリガナ)		処 業種番号 整 理 簿		社 代表者氏名 法人 (フリガナ)				柳	整理海	
人 ある場合 ・	資本金 百万円	回 付 先 □親署→子署 □子署→親署		人 あ る 場 合 事業種目		資本	金 百万円		回付先	□親署⇒子署 □子署⇒親署
名 称			- 税 理 - 士 署 - 名 押	名 名 本店又は主たる事務所 関 代 表 者 氏 者 氏 事 業 種	8					
報告(連結)事業年度自	F 月 日 (連結)事業年度 至 F 月 日	平成 年 月 日 (連結) 事業年度 平成 年 月 日	- 前	報告(連結)事業年	度自	F成 年 月 日 G F成 年 月 日	連結)事業年度 3	ď.	支 年 月 支 年 月	日 (連結) 事業年度
確 認 取 引 独立企業間価格の算定方法 補償調整の方法 イロロローハロロロスロロロスロロスロロロスロロロスロロロスロロロスロロロスロロロス			-	確認 国外 関連 取 独立企業間価格の算定 補 償 調 整 の 有	方法 無	有・無 及	賞調整の方法 びその金額等		(O DO	\\\ \C = \(\)
定める事項を記載した資料 (6) 口((2) (3) (4) ((5) (5) (7)	印	移転価格事務運営要額5-17(銀告書 <u>に</u> 定める事項を記載した資料 (その他特記事項)	の提出) イ		<u> </u>		<u>*</u> □	>
(その他特記事項) (注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙(こ記載して添付してください。			(注) 各欄に記載できない場	合には、適宜の	の用紙に記載して記	が付してください	٥,		

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領

- 1 この報告書は、独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。
- 2 この報告書は、3部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る 報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。 なお、確認法人が調査課所管法人に該当する場合には1部をその納税地の所轄国税局長に提出してください。
- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1) 「確認法人」欄には、連結法人以外の法人(単体法人)がその国外関連取引に係る報告を行う 場合には「□ 単体法人」にレ印を付した上、当該法人(単体法人)に関する事項を記載して ください。

また、連結親法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結子法人の国外関連取引に係る報告を行う場合には「□ 連結親法人」にレ印を付した上、当該連結親法人に関する事項を記載してください。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の国外関連取引に係る報告である場合にのみ記載し、それ 以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事 務所の所在地、代表者氏名等、当該連結子法人に係る事項を記載してください。
- (3) 「確認法人」、「連結子法人」又は「国外関連者」欄中の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
- (4) 「報告(連結)事業年度」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (5) 「確認取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、 貸付金その他確認を受けた国外関連取引の種類及び対象品目、役務の内容、貸付金の内容等を 記載してください。
- (6) 「独立企業間価格の算定方法」欄には、租税特別措置法第66条の4第2項又は第68条の88第2項に掲げる算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載してください。
- (7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に基づく価格の調整の有無を記載してください。
- (8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が<u>平成13</u> <u>年6月1日付査調7-1ほか3</u>課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針) (「移転価格事務運営要領」という。以下同じ。) 6-19(2)イから二(価格の調整)まで、又は平 成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定につ いて」(事務運営指針)(「連結法人に係る移転価格事務運営要領」という。以下同じ。) 6-19(2) <u>イから二(価格の調整)</u>までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印 を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及びその金額を<u>括弧内に</u>記 載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。
- 4 この報告書には、移転価格事務運営要領 6-17(1)から(6)(報告書の提出)まで、又は連結法人に 係る移転価格事務運営要領 6-17(1)から(6)(報告書の提出)までに掲げる事項を記載した資料を総 付し、「移転価格事務運営要領等に定める事項を記載した資料/欄には、添付した資料に記載した事項が、 上記各事務運営要領の(1)から(6)までのいずれに該当するかに応じて口にレ印を付してください。 なお、「(6)」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を括弧内に簡記してください。

独立企業間価格の算定方法等の確認に関する報告書の記載要領

- 1 この報告書は、独立企業開価格の算定方法等の確認に関する報告をする場合に使用します。
- 2 この報告書は、正本及び副本2部を納税地の所轄税務署長に提出しますが、連結子法人の国外関連取引に係る報告については、当該連結子法人の連結親法人がその納税地の所轄税務署長に提出してください。

なお、確認法人が調査課所管法人<u>である場合</u>には<u>、正本及び副本1部</u>をその納税地の所轄国税局 長に提出してください。

- 3 各欄の記載は、次によります。
- (1)「確認法人」欄には、連結申告法人以外の法人(単体法人)がその国外間連取引に係る報告を 行う場合には「□ 単体法人」にレ印を付した上、当該法人(単体法人)に関する事項を記載 してください。

また、連結製法人が自己の国外関連取引に係る報告を行う場合又はその連結予法人の国外関 連取引に係る報告を行う場合には「□ 連結製法人」にレ印を付した上、当該連結製法人に関 する事項を記載してください。

- (2) 「連結子法人」欄には、連結子法人の個外間連取引に係る報告である場合にのみ記載し、それ 以外の場合は記載不要です。記載を要する場合は、連結子法人の名称、その本店又は主たる事 務所の所在地、代表者氏名、個外間連者の名称等、当該連結子法人に関する事項を記載してく ださい。
- (3) 確認法人、連結子法人又は国外関連者の各「事業種目」欄には、それぞれの者が営む事業の種目を記載し、一の者が複数の事業を営む場合には、主たる事業の種目を記載してください。
- (4) 「報告(連結)事業年度」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度を記載してください。
- (5) 「確認国外間運取引」欄には、棚卸資産の売買、役務提供、有形固定資産の使用、無形固定資産の使用、賃付金その他施認を受けた取引の種類及び取引対象品目、役務の内容、賃付金の内容等を影響してください。
- (6) 「独立企業問価格の算定方法」欄には、租税特別指置法第66条の4第2項又は第68条の88第2 項に<u>規定する独立企業間価格の</u>算定方法のうち、事前確認を受けた算定方法の名称を記載して ください。
- (7) 「補償調整の有無」欄には、報告する事業年度又は連結事業年度における事前確認に係る価格の調整の有無を記載してください。
- (8) 「補償調整の方法及びその金額等」欄には、上記(7)の調整がある場合に、その処理が移転値 <u>核事務運営要額5-19(価格の調整)(2)イから二までに掲げる処理の区分のうちいずれに該当するかに応じて□にレ印を付してください。また、調整を行った事業年度又は連結事業年度及び</u> その金額を記載してください。
- (9) 「税理士署名押印」欄には、この報告書を税理士が作成した場合は、当該税理士が署名押印してください。
- 4 この報告書には、移転価格率務選書要額5-17イからへまでに掲げる事項を記載した資料を指付し、「移転価格率務選書要額6-17(報告書の提出)に定める事項を記載した資料」欄には、添付した資料に記載した事項が移転価格事務運営要額5-17イからへまでに掲げる事項のうちいずれに該当するかに応じて口にレ印を付してください。なお、「へ」にレ印を付した場合には、添付した資料の内容を簡記してください。